

日本チリ経済連携協定 (EPA) 付属書1 関税率表 (日本)

独立行政法人 日本貿易振興機構 サンティアゴ事務所編

※本資料は外務省より許可を得て日本チリ経済連携協定 (EPA) 付属書1 関税率表を編集し本ウェブサイトに掲載しています。

ジェット口では情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェット口が保証するものではないことを予めご了承ください。

なお、外務省が発表した原文については、以下のURL よりご参照いただけます。

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/pdfs/fuzokusho.pdf (付属書1-15)

【フリーワード検索方法について】

フリーワード検索ができます（製品名、HSコード等）

手順

1. マウスを右クリックし、「検索」をクリックする。
2. 検索画面が右側に表示されます。
3. 検索する語句を指定する。

例:製品名で検索する場合：「野菜」と入力

当該HSコードの検索結果4.区分、5.注釈の欄を次の【関税率確認】に当てはめます。

第2部 植物性生産品 (HS 06.01~14.04)

1	2	3	4	5
関税表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉		A	
第7類	食用の野菜、根及び塊茎		A	
07.01	ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）	3%	A	
0702.00	トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		B5	
07.03	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
0703.10	たまねぎ及びシャロット			

【関税率確認】

A	即時関税撤廃
B5	発効時から段階的に6回に分けて関税削減し、6年目に撤廃。1回目の引き下げは9月3日、2回目以降は4月1日
B7	発効時から段階的に8回に分けて関税削減し、8年目に撤廃。
B10	発効時から段階的に11回に分けて関税削減し、11年目に撤廃。
B12	発効時から段階的に13回に分けて関税削減し、13年目に撤廃。
B12*	(注1)
B15	B15 発効時から段階的に16回に分けて関税削減し、16年目に撤廃。
P	(注2)
Q	(注3)
R	(注4)
X	関税撤廃の除外品目

	品目分類名	HS コード
第1部	動物	HS 01.01 ~ 5.11
第2部	植物性生産品	HS 06.01 ~ 14.04
第3部	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調整食用脂並びに動物性又は植物性ろう	HS 15.01 ~ 15.22
第4部	調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品	HS 16.01 ~ 24.03
第5部	鉱物性生産品	HS 25.01 ~ 27.15
第6部	化学工業(類似の工業を含む。)の生産品	HS 28.01 ~ 38.25
第7部	プラスチック及びゴム並びにこれらの製品	HS 39.01 ~ 40.17
第8部	皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品	HS 41.01 ~ 43.04
第9部	木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物	HS 44.01 ~ 46.02
第10部	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品	HS 47.01 ~ 49.11
第11部	紡織用繊維及びその製品	HS 50.01 ~ 63.1
第12部	履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品	HS 64.01 ~ 67.04
第13部	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品	HS 68.10 ~ 70.2
第14部	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣	HS 71.01 ~ 71.18
第15部	卑金属及びその製品	HS 72.01 ~ 83.11
第16部	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	HS 84.01 ~ 85.48
第17部	車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品	HS 86.01 ~ 89.08
第18部	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品	HS 90.01 ~ 92.09
第19部	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品	HS 93.01 ~ 93.07
第20部	雑品	HS 94.01 ~ 96.18
第21部	美術品、収集品及びこっとう	HS 97.01 ~ 97.06

第1部 動物 (HS 01.01 ~ 05.11)

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第1類	動物(生きているものに限る。)			
01.01	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)			
0101.10	純粋種の繁殖用のもの			
	馬			
	サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬(以下この項において「軽種馬」という。)以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A	
	その他のもの			
	軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)		A	
	その他のもの		X	
	ろ馬、ら馬及びヒニー		A	
0101.90	その他のもの			
	馬			
	軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A	
	その他のもの			
	軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)		A	
	その他のもの		X	
	ろ馬、ら馬及びヒニー		A	
01.02	牛(生きているものに限る。)			
0102.10	純粋種の繁殖用のもの		A	
0102.90	その他のもの			
	水牛		A	
	その他のもの		X	
01.03	豚(生きているものに限る。)			
0103.10	純粋種の繁殖用のもの		A	
	その他のもの			

0103.91	1頭の重量が50キログラム未満のもの		X	
0103.92	1頭の重量が50キログラム以上のもの		X	
01.04	羊及びやぎ（生きているものに限る。）		A	
01.05	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。）		A	
01.06	その他の動物（生きているものに限る。）		A	
第2類	肉及び食用のくず肉			
02.01	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したのものに限る。）		X	
02.02	牛の肉（冷凍したのものに限る。）			
0202.10	枝肉及び半丸枝肉		X	
0202.20	その他の骨付き肉		Q	1
0202.30	骨付きでない肉		Q	1
02.03	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したのものに限る。）			
	生鮮のもの及び冷蔵したもの			
0203.11	枝肉及び半丸枝肉			
	いのししのもの		A	
	その他のもの		X	
0203.12	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）			
	いのししのもの		A	
	その他のもの		X	
0203.19	その他のもの			
	いのししのもの		A	
	その他のもの*		Q	2
	冷凍したもの			
0203.21	枝肉及び半丸枝肉			
	いのししのもの		A	
	その他のもの		X	
0203.22	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）			
	いのししのもの		A	
	その他のもの*		Q	2
0203.29	その他のもの			
	いのししのもの		A	
	その他のもの*		Q	2
02.04	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの			

0205.00	に限る。) 馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A	
02.06	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A	
0206.10	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） 牛のもの（冷凍したものに限る。）		X	
0206.21	舌 *		Q	3
0206.22	肝臓 *		Q	3
0206.29	その他のもの ほほ肉及び頭肉 その他のもの 臓器 *		X Q	 3
	その他のもの * *		Q	3
0206.30	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） いのししのもの その他のもの		A X	
	豚のもの（冷凍したものに限る。）			
0206.41	肝臓 いのししのもの その他のもの		A X	
0206.49	その他のもの いのししのもの その他のもの 臓器 その他のもの *		A X Q	 2
0206.80	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
0206.90	その他のもの（冷凍したものに限る。）		A	
02.07	肉及び食用のくず肉で、第 01.05 項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの			
0207.11	分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		R	4
0207.12	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		R	4
0207.13	分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵し			

0207.14	たものに限る。） 分割したものと及びくずのもの（冷凍したものに限る。） 肝臓 その他のもの 骨付きのもも その他のもの		R A R Q	4 4 5
0207.24	七面鳥のもの 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
0207.25	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		A	
0207.26	分割したものと及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
0207.27	分割したものと及びくずのもの（冷凍したものに限る。）		A	
0207.32	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの 分割してないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） あひるのもの その他のもの	9.6%	B 7 A	
0207.33	分割してないもの（冷凍したものに限る。）		A	
0207.34	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		A	
0207.35	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） あひるのもの その他のもの	9.6%	B 7 A	
0207.36	その他のもの（冷凍したものに限る。）		A	
02.08	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）		A	
0209.00	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）		A	
02.10	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール 豚の肉			
0210.11	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）		X	
0210.12	ばら肉及びこれを分割したもの		X	

0210.19	その他のもの		X	
0210.20	牛肉 その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）		X	
0210.91	霊長類のもの		A	
0210.92	鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの	4.2%	B 5	
0210.93	爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの		A	
0210.99	その他のもの		X	
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物			
03.01	魚（生きているものに限る。）			
0301.10	観賞用の魚 こい及び金魚 その他のもの	3.5%	B 5 A	
0301.91	その他の魚（生きているものに限る。） ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミクス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル） 養魚用の稚魚 その他のもの	3.5%	A B 5	
0301.92	うなぎ（アングイルラ属のもの） 養魚用の稚魚 その他のもの		A X	
0301.93	こい 養魚用の稚魚 その他のもの	3.5%	A B 5	
0301.99	その他のもの 養魚用の稚魚 その他のもの にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラ		A	

03.02	<p>クルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>魚(生鮮のもの及び冷蔵したのものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。)</p>		X R	4
0302.11	<p>さけ科のもの(肝臓、卵及びしらこを除く。)</p> <p>ます(サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミクス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル)</p>	3.5%	B 10	
0302.12	<p>太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス) 大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)</p> <p>太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス)</p>			
	<p>ぎんざけ(オンコルヒュンクス・キストク)</p> <p>その他のもの</p>	3.5%	B 10 R	4
0302.19	<p>大西洋さけ(サルモ・サラル)及びドナウさけ(フコ・フコ)</p> <p>その他のもの</p>		R R	4 4
0302.21	<p>ひらめ・かれい類(かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。)</p> <p>ハリバット(レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ステノレピス)</p>	3.5%	B 5	
0302.22	<p>プレイス(プレウロネクテス・プラテスサ)</p>	3.5%	B 5	
0302.23	<p>ソール(ソレア属のもの)</p>	3.5%	B 5	

0302.29	その他のもの まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）（肝臓、卵及びしらこを除く。）	3.5%	B 5	
0302.31	びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）		X	
0302.32	きはだまぐろ（トウヌス・アルバカレス）		X	
0302.33	かつお		X	
0302.34	めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）		X	
0302.35	くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）		X	
0302.36	みなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）		X	
0302.39	その他のもの		X	
0302.40	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）		X	
0302.50	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）		X	
0302.61	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。） いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの） サルディノプス属のもの		X	
0302.62	その他のもの	3.5%	B 5	
0302.63	ハドック（メラノグラナムス・アイグレフィヌス）	3.5%	B 5	
0302.64	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	3.5%	B 5	
0302.65	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）		X	
0302.66	さめ		R	4
0302.69	うなぎ（アンギイルラ属のもの） その他のもの にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）及びかじき その他のもの バラクータ（かます科又はくろたちかます科の	3.5%	B 5	

0302.70	もの、キングクリップ及びたい その他のもの ふぐ その他のもの 肝臓、卵及びしらこ	2% 3.5%	B 5 B 5 R	4
03.03	にしん（クルペア属のもの）の卵 たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属 のもの）の卵 その他のもの 魚（冷凍したものに限るものとし、第 03.04 項の魚のフィ レその他の魚肉を除く。）	5.6%	B 5 X R	4
0303.11	太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒ ュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オ ンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュン クス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオン コルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらこを除 く。）		R	4
0303.19	べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ） その他のもの ぎんざけ（オンコルヒュンクス・キストク） その他のもの	3.5%	B 10 R	4
0303.21	その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。） ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・キス、 オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・ アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ ルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリ ソガステル）	3.5%	B 10	
0303.22	大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・ フコ）		R	4
0303.29	その他のもの ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、 ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ 科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）		R	4
0303.31	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデ ス、ヒポグロスス・ヒポグロスス及びヒポグロスス・ ステノレピス）	3.5%	B 5	

0303.32	プレイス (プレウロネクテス・プラテスサ)	3.5%	B 5	
0303.33	ソール (ソレア属のもの)	3.5%	B 5	
0303.39	その他のもの	3.5%	B 5	
	まぐろ (トウヌス属のもの) 及びかつお (エウティヌス (カツオヌス)・ペラミス)(肝臓、卵及びしらこを除く。)			
0303.41	びんながまぐろ (トウヌス・アラルンガ)		X	
0303.42	きはだまぐろ (トウヌス・アルバカレス)		X	
0303.43	かつお		X	
0303.44	めばちまぐろ (トウヌス・オベス)		X	
0303.45	くろまぐろ (トウヌス・ティヌス)		X	
0303.46	みなみまぐろ (トウヌス・マッコイイ)		X	
0303.49	その他のもの		X	
0303.50	にしん (クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらこを除く。)		X	
0303.60	コッド (ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。)		X	
	その他の魚 (肝臓、卵及びしらこを除く。)			
0303.71	いわし (スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドゥス及びサルディノプス属又はサルディネルラ属のもの)			
	サルディノプス属のもの		X	
	その他のもの	3.5%	B 5	
0303.72	ハドック (メラノグラナムス・アイグレフィヌス)	3.5%	B 5	
0303.73	コールフィッシュ (ポルラキウス・ヴィレンス)	3.5%	B 5	
0303.74	さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)		X	
0303.75	さめ	2.5%	B 10	
0303.76	うなぎ (アンギルラ属のもの)	3.5%	B 5	
0303.77	シーバス (ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・プンクタトゥス)	3.5%	B 5	
0303.78	ヘイク (メルルシウス属又はウロフェキス属のもの)			
	メルルシウス属のもの		X	
	ウロフェキス属のもの	3.5%	B 5	
0303.79	その他のもの			
	にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドゥス属又はテラグラ属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)			

	<p>の) さば(スコムベル属のもの) いわし(エトルメウス属又はエングラウリス属のもの) あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま(コロラビス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの) キングクリップ及びたい</p> <p>ししゃも</p> <p>その他のもの</p> <p>かじき</p> <p>さわら及びたちうお</p> <p>めろ(ディソスティクス属のもの)</p> <p>その他のもの</p>		X	
0303.80	<p>肝臓、卵及びしらこ</p> <p>にしん(クルペア属のもの)の卵</p> <p>たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵</p> <p>その他のもの</p>	2% 2.8% 3.5% 3.5%	B 5 B 5 B 10 B 5	4
03.04	<p>魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。)</p>	4%	B 5	4
0304.10	<p>生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>フィレ</p> <p>にしん(クルペア属のもの) たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの) ぶり(セリオーラ属のもの) さば(スコムベル属のもの) いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの) あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの) さんま(コロラビス属のもの) くろまぐろ(トゥヌス・ティヌス) 及びみなみまぐろ(トゥヌス・マッコイイ)</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>にしん(クルペア属のもの) たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの) ぶり(セリオーラ属のもの) さば(スコムベル属のもの)</p>	3.5%	X B 10	

	<p>いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）</p> <p>その他のもの</p> <p>バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい</p> <p>その他のもの</p>	2%	X B 5 R	4
0304.20	<p>冷凍したフィレ</p> <p>にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、まぐろ（トゥヌス属のもの）及びかじき</p> <p>その他のもの</p>	3.5%	X B 10	
0304.90	<p>その他のもの</p> <p>にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）、さんま（コロラビス属のもの）、くろまぐろ（トゥヌス・ティヌス）、みなみまぐろ（トゥヌス・マッコイイ）及びいとより（すり身のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい</p>		X	
	<p>さめ</p>	2%	B 5 R	4
	<p>ししゃも</p> <p>その他のもの</p>	2.8%	B 5	
	<p>さわら</p> <p>ふぐ</p>	3.5%	R B 5	4

03.05	その他のもの 魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	3.5%	B 7	
0305.10	魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		X	
0305.20	魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。） にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。） さけ科のものの卵 たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵 こんぶかずのこ その他のもの	8.4%	B 7 R	4
0305.30	魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したものを除く。） さけ科のもの その他のもの にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの） その他のもの	10%	B 7 A	
0305.41	くん製した魚（フィレを含む。） 太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）	10.5%	X B 7	
0305.42	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ）	10%	B 7	4

0305.49	その他のもの 乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、 くん製したものを除く。）	10%	B 7	
0305.51	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガ ドゥス・マクロケファルス）		X	
0305.59	その他のもの にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、 テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セ リオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、 いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又は エングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又 はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビ ス属のもの） その他のもの 塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩 水漬けた魚		X R	4
0305.61	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラス ィイ）		X	
0305.62	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガ ドゥス・マクロケファルス）		X	
0305.63	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）		X	
0305.69	その他のもの さけ科のもの その他のもの		R X	4
03.06	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、 乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻 を除いてあるかないかを問わない。）蒸気又は水煮による 調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩 蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。）並 びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するもの に限る。） 冷凍したもの			
0306.11	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、 パヌリルス属又はヤスス属のもの）		A	
0306.12	ロブスター（ホマルス属のもの）		A	
0306.13	シュリンプ及びプローン		A	

0306.14	かに		R	4
0306.19	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）			
	えび		A	
	その他のもの	7%	B 7	
	冷凍してないもの			
0306.21	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）			
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		A	
	その他のもの	4%	B 5	
0306.22	ロブスター（ホマルス属のもの）			
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		A	
	その他のもの	4%	B 5	
0306.23	シュリンプ及びプローン			
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		A	
	その他のもの	4%	B 5	
0306.24	かに		R	4
0306.29	その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）			
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの			
	えび		A	
	その他のもの	7%	B 7	
	その他のもの			
	えび	4%	B 5	
	その他のもの	10%	B 7	
03.07	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）			
0307.10	かき		R	4
	スキャロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）			
0307.21	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		X	

0307.29	その他のもの		X	
0307.31	い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		R	4
0307.39	その他のもの 冷凍したもの	7%	B 10	
	その他のもの		R	4
0307.41	いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの		X	
0307.49	その他のもの		X	
0307.51	たこ（オクトプス属のもの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	5%	B 7	
0307.59	その他のもの 冷凍したもの	5%	B 7	
	その他のもの	10%	B 7	
0307.60	かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	7%	B 7	
	その他のもの	10%	B 7	
0307.91	その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの 水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。） 貝柱及びいか その他のもの はまぐり その他のもの 赤貝（生きているものに限る。） うに及びあわび くらげ その他のもの あさり及びしじみ その他のもの		A X R R B 7 R	4 4 4
		7%	B 7	
			R	4

0307.99	<p>軟体動物 その他のもの</p> <p>その他のもの 冷凍したもの 貝柱及びいか うに、くらげ及びなまこ うに くらげ その他のもの その他のもの はまぐり その他のもの あわび、あさり及びしじみ その他のもの その他のもの 貝柱及びいか うに、くらげ及びなまこ うに くらげ その他のもの その他のもの はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けしたものに 限る。） その他のもの はまぐり（乾燥したものに限る。） その他のもの</p>	<p>7%</p> <p>7%</p> <p>7%</p> <p>7%</p> <p>7%</p> <p>7%</p> <p>7%</p> <p>7%</p>	<p>X B 7</p> <p>X</p> <p>B 15 B 7 B 10</p> <p>R R X</p> <p>X</p> <p>R B 7 R</p> <p>R R X</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p>4 4 4 4 4 4</p>
第 4 類 04.01 04.02 0402.10	<p>酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用 の動物性生産品</p> <p>ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その 他の甘味料を加えたものを除く。）</p> <p>ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その 他の甘味料を加えたものに限る。）</p> <p>粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の 1.5%以下のものに限る。）</p> <p>粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の 1.5%を超えるものに限る。）</p>		<p>X</p> <p>X</p>	

0402.21	砂糖その他の甘味料を加えてないもの		X	
0402.29	その他のもの		X	
	その他のもの			
0402.91	砂糖その他の甘味料を加えてないもの			
	脂肪分が全重量の7.5%を超えるもの			
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム		R	4
	その他のもの		X	
	その他のもの		X	
0402.99	その他のもの			
	脂肪分が全重量の8%を超えるもの			
	加圧容器入りにしたホイップドクリーム		R	4
	その他のもの		X	
	その他のもの		X	
04.03	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）			
0403.10	ヨーグルト			
	冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの（フロゼンヨーグルトを除く。）		X	
	その他のもの		R	4
0403.90	その他のもの		X	
04.04	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）		X	
04.05	ミルクから得たバターその他の油脂及びデリースプレッド		X	
04.06	チーズ及びカード			
0406.10	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード		X	
0406.20	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類は問わない。）		X	
0406.30	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）		X	

0406.40	ブルーベインドチーズ		X	
0406.90	その他のチーズ		R	6
0407.00	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）			
	ふ化用のもの		A	
	その他のもの		R	4
04.08	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）			
	卵黄			
0408.11	乾燥したもの	18.8%	B 15	
0408.19	その他のもの	20%（その率が1kgにつき48円の従量税率より低いときは当該従量税率）	B 15	
	その他のもの			
0408.91	乾燥したもの	21.3%	B 15	
0408.99	その他のもの	21.3%（その率が1kgにつき51円の従量税率より低いときは当該従量税率）	B 15	
0409.00	天然はちみつ		R	4
0410.00	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）		A	
第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）		A	

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第 2 部 植物性生産品 (HS 06.01 ~ 14.04)

1	2	3	4	5
関税表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第 6 類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉		A	
第 7 類	食用の野菜、根及び塊茎			
07.01	ばれいしょ (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		A	
0702.00	トマト (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	3%	B 5	
07.03	たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜 (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)			
0703.10	たまねぎ及びシャロット			
	たまねぎ			
	課税価格が 1 キログラムにつき 73 円 70 銭以下のもの	1kg につき課税価格と 73 円 70 銭との差額 (その率が 8.5% の従価税率より高いときは当該従価税率)	B 15	
	課税価格が 1 キログラムにつき 73 円 70 銭を超えるもの		A	
	シャロット		A	
0703.20	にんにく	3%	B 5	
0703.90	リーキその他のねぎ属のもの			
	ねぎ (アリウム・フィスツロースム)	3%	B 5	
	その他のもの		A	
07.04	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜 (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		A	
07.05	レタス (ラクトウカ・サティヴァ) 及びチコリー (キコリウム属のもの) (生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		A	
07.06	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根 (生鮮のもの及び冷蔵したも			

	のに限る。)		A	
0707.00	きゅうり及びガーキン(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		A	
07.08	豆(生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。)		A	
07.09	その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)			
0709.10	アーティチョーク		A	
0709.20	アスパラガス		A	
0709.30	なす	3%	B 5	
0709.40	セルリー(セルリアクを除く。)		A	
	きのこ及びトリフ			
0709.51	きのこ(はらたけ属のもの)		A	
0709.52	トリフ		A	
0709.59	その他のもの			
	まつたけ		A	
	その他のもの			
	しいたけ		X	
	その他のもの		A	
0709.60	とうがらし属又はピメンタ属の果実	3%	B 5	
0709.70	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草		A	
0709.90	その他のもの			
	スイートコーン	6%	B 5	
	その他のもの		A	
07.10	冷凍野菜(調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。)			
0710.10	ばれいしょ	8.5%	B 7	
	豆(さやを除いてあるかないかを問わない。)			
0710.21	えんどう(ピスム・サティヴム)	8.5%	B 7	
0710.22	ささげ属又はいんげんまめ属の豆	8.5%	B 7	
0710.29	その他のもの			
	えだ豆	6%	B 5	
	その他のもの	8.5%	B 7	
0710.30	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	6%	B 5	
0710.40	スイートコーン	10.6%	B 7	
0710.80	その他の野菜			
	ごぼう	12%	B 10	
	その他のもの	6%	B 5	

0710.90	野菜を混合したもの スイートコーンを主成分とするもの その他のもの	10.6% 6%	B 7 B 5	
07.11	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）			
0711.20	オリーブ	4.5%	B 7	
0711.30	ケーパー	7.5%	B 7	
0711.40	きゅうり及びガーキン きのこ及びトリフ	9%	B 7	
0711.51	きのこ（はらたけ属のもの）	9%	B 7	
0711.59	その他のもの		A	
0711.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの なす（1個の重量が20グラム以下のものに限る。）らっきょう及びわらび なす らっきょう及びわらび その他のもの ごぼう その他のもの なす その他のもの	6% 6%	B15 B 5	
07.12	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）			
0712.20	たまねぎ きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ	9%	B 15	
0712.31	きのこ（はらたけ属のもの）	9%	B 7	
0712.32	きくらげ（きくらげ属のもの）		A	
0712.33	白きくらげ（白きくらげ属のもの）		A	
0712.39	その他のもの しいたけ その他のもの		X A	
0712.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの スイートコーン 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）に			

	より専ら播種用に適するようにしたもの その他のもの	1kg につき 9 円	A B 7	
07.13	その他のもの ばれいしょ（切ってあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。） その他のもの たけのこ その他のもの	10% 7.5% 9%	B 10 B 7 B 7	
0713.10	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。） えんどう（ピスム・サティヴム） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの その他のもの 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの その他のもの		A A X A	
0713.20	ひよこ豆 ささげ属又はいんげんまめ属の豆		A A	
0713.31	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）		A	
0713.32	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）		X	
0713.33	いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの その他のもの 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの その他のもの		A A X	
0713.39	その他のもの 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの その他のもの 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A A	

	その他のもの		X	
0713.40	ひら豆		A	
0713.50	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種 エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）によ り専ら播種用に適するようにしたもの その他のもの 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政 令で定めるところにより証明されたもの その他のもの		A	
0713.90	その他のもの 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）によ り専ら播種用に適するようにしたもの その他のもの 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政 令で定めるところにより証明されたもの その他のもの		A	
07.14	カッサバ芋、アロールト、サレップ、菊芋、かんしょその他こ れらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎 （生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したのものに限るもの とし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問 わない。）並びにサゴやしの髓			
0714.10	カッサバ芋 冷凍したもの 飼料用のもの 注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用する ものに限る。 その他のもの その他のもの 粉又はミールのペレット 飼料用のもの 注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用す るものに限る。 その他のもの その他のもの 飼料用のもの	12%	A	B 10
			X	
			A	

	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの	9%	B 7	
0714.20	かんしょ			
	冷凍したもの	12%	B 10	
	その他のもの	12.8%	B 10	
0714.90	その他のもの			
	冷凍したもの			
	さといも	10%	B 7	
	その他のもの	12%	B 10	
	その他のもの	9%	B 7	
第 8 類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮			
08.01	ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したのものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）		A	
08.02	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したのものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）			
	アーモンド			
0802.11	殻付きのもの		A	
0802.12	殻を除いたもの		A	
	ヘーゼルナット（コリユルス属のもの）			
0802.21	殻付きのもの		A	
0802.22	殻を除いたもの		A	
	くるみ			
0802.31	殻付きのもの	10%	B 5	
0802.32	殻を除いたもの	10%	B 5	
0802.40	くり（カスターネア属のもの）	9.6%	B 15	
0802.50	ピスタチオナット		A	
0802.90	その他のもの			
	びんろう子、マカダミアナット及びペカン		A	
	その他のもの	12%	B 10	
0803.00	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したのものに限る。）			
	生鮮のもの		R	4
	乾燥したもの		A	
08.04	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、			

	マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
0804.10	なつめやしの実		A	
0804.20	いちじく	3%	B 7	
0804.30	パイナップル		R	4
0804.40	アボカド		A	
0804.50	グアバ、マンゴー及びマンゴスチン		A	
08.05	かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
0805.10	オレンジ		R	4
0805.20	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種		R	4
0805.40	グレープフルーツ	10%	B 12	
0805.50	レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモナム）及びライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア）		A	
0805.90	その他のもの ライム（キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除く。） その他のもの		A R	4
08.06	ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）			
0806.10	生鮮のもの 毎年3月1日から同年10月31日までに輸入されるもの 毎年11月1日から翌年2月末日までに輸入されるもの	17% 7.8%	B 15 B 10	
0806.20	乾燥したもの		A	
08.07	パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。） メロン（すいかを含む。）			
0807.11	すいか	6%	B 5	
0807.19	その他のもの	6%	B 5	
0807.20	パパイヤ		A	
08.08	りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）			
0808.10	りんご	17%	B 15	
0808.20	なし及びマルメロ	4.8%	B 7	
08.09	あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。） プラム及びスロ			
0809.10	あんず	6%	B 7	

0809.20	さくらんぼ	8.5%	B 7	
0809.30	桃（ネクタリンを含む。）	6%	B 7	
0809.40	プラム及びスロー	6%	B 7	
08.10	その他の果実（生鮮のものに限る。）			
0810.10	ストロベリー	6%	B 5	
0810.20	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実及びローガンベリー		A	
0810.30	ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー		A	
0810.40	クランベリー、ビルベリーその他のバキニウム属の果実		A	
0810.50	キウイフルーツ	6.4%	B 7	
0810.60	ドリアン		A	
0810.90	その他のもの			
	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし		A	
	その他のもの	6%	B5	
08.11	冷凍果実及び冷凍ナット（調理していないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）			
0811.10	ストロベリー			
	砂糖を加えたもの	9.6%	B 7	
	その他のもの	12%	B 10	
0811.20	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー		A	
0811.90	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	パイナップル		R	4
	ベリー		A	
	サワーチェリー	6.9%	B 10	
	桃及びなし	7%	B 7	
	その他のもの			
	パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ	6%	B 10	

	その他のもの	12%	B 10	
	その他のもの			
	パイナップル		R	4
	パパイア、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、 ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブー タン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サン トル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップ ル、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、 サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカム		A	
	桃及びなし	7%	B 7	
	その他のもの	12%	B 10	
08.12	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫 酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適 する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないもの に限る。）			
0812.10	さくらんぼ	17%	B 15	
0812.90	その他のもの			
	バナナ、オレンジ及びグレープフルーツ		R	4
	その他のもの			
	レモン及びライム（保存用の溶液により 1 時的な保存に適 する処理をしたものを除く。）		A	
	くり	9.6%	B 15	
	その他のもの			
	パパイア、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピ リンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、 ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シ ュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッシ ョンフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ 及びレイシ	6%	B 10	
	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びに クレメンタイン、ウィルキングその他これらに類するか んきつ類の交雑種		R	4
	その他のもの	12%	B 10	
08.13	乾燥果実（第 08.01 項から第 08.06 項までのものを除く。）及びこ の類のナット又は乾燥果実を混合したもの			
0813.10	あんず	9%	B 7	

0813.20	プルーン		A	
0813.30	りんご	9%	B 7	
0813.40	その他の果実 ベリー、パパイア、ポポー、ドリアン、ピリンビ、チャン ペダ、ナンカ、パンの実、ラブータン、ジャンボ、レンブ、 サポテ、チェリモア、シュガーアップル、カスターアップ ル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイ シ及びサントル その他のもの	9%	A B 7	
0813.50	この類のナット又は乾燥果実を混合したもの ナット又は乾燥果実の単 1 成分の含有量が全重量の 50% を超えるもの(くり、くるみ、ピスタチオナット、第 0802.90 号のナット(びんろう子及びマカダミアナットを除く。)又 は第 0813.10 号から第 0813.40 号までの乾燥果実のいづれ かを含むものを除く。) その他のもの	6%	A B 10	
0814.00	かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む。)の皮(生鮮のもの 及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液に より一時的な保存に適する処理をしたものに限る。)		A	
第 9 類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料			
09.01	コーヒー(いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかな いかを問わない。) コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有 するコーヒー代用物(コーヒーの含有量のいかんを問わない。) コーヒー(いったものを除く。)			
0901.11	カフェインを除いてないもの		A	
0901.12	カフェインを除いたもの		A	
0901.21	コーヒー(いったものに限る。) カフェインを除いてないもの		R	4
0901.22	カフェインを除いたもの		R	4
0901.90	その他のもの		A	
09.02	茶(香味を付けてあるかないかを問わない。)			
0902.10	緑茶(発酵していないもので、正味重量が 3 キログラム以下の 直接包装にしたものに限る。)	17%	B 10	
0902.20	その他の緑茶(発酵していないものに限る。) くず(飲用に適するものを除く。) その他のもの	17%	A B 10	

0902.30	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。） 紅茶 その他のもの	12% 17%	B 10 B 10	
0902.40	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶 くず（飲用に適するものを除く。） その他のもの 紅茶 その他のもの	17%	A A B 10	
0903.00	マテ	6%	B 10	
09.04	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破砕し又は粉碎したのものに限る。）及びこしょう属のペッパー		A	
0905.00	バニラ豆		A	
09.06	けい皮及びシンナモンツリーの花		A	
0907.00	丁子（果実、花及び花梗に限る。）		A	
09.08	肉づく、肉づく花及びカルダモン類		A	
09.09	アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及びジュニパーベリー		A	
09.10	しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料			
0910.10	しょうが 塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により1時的な保存に適する処理をしたもの その他のもの	9%	B 7 A	
0910.20	サフラン		A	
0910.30	うこん		A	
0910.40	月けい樹の葉及びタイム		A	
0910.50	カレー	3.6%	B 7	
0910.91	その他の香辛料			
0910.99	この類の注1(b)の混合物 その他のもの		A A	
第10類	穀物			
10.01	小麦及びメスリン		X	
1002.00	ライ麦		A	
1003.00	大麦及び裸麦		X	
1004.00	オート		A	

10.05	とうもろこし			
1005.10	播種用のもの 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの その他のもの	1kg につき 4 円 50 銭	A B 10	
1005.90	その他のもの 爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。） その他のもの 飼料用のもの 注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。 その他のもの		A A X	
10.06	米		X	
1007.00	グレーンソルガム		A	
10.08	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物			
1008.10	そば 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの その他のもの	9%	A B 7	
1008.20	ミレット		A	
1008.30	カナリーシード		A	
1008.90	その他の穀物 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの その他のもの ライ小麦 その他のもの		A X A	
第 11 類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン			
1101.00	小麦粉及びメスリン粉		X	
11.02	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）			
1102.10	ライ麦粉	7.5%	B 10	
1102.20	とうもろこし粉		X	
1102.30	米粉		X	

1102.90	その他のもの 大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉 その他のもの	21.3%	X B 10	
11.03	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット ひき割り穀物及び穀物のミール			
1103.11	小麦のもの		X	
1103.13	とうもろこしのもの		R	4
1103.19	その他の穀物のもの 大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの オートのもの その他のもの	6% 8.5%	X B 10 B 10	
1103.20	ペレット 小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの オートのもの とうもろこしのもの その他のもの		X B 10 B 10 B 10	
11.04	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第10.06 項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のものと及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。） ロールにかけ又はフレーク状にした穀物			
1104.12	オートのもの	6%	B 10	
1104.19	その他の穀物のもの 小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの とうもろこしのもの その他のもの	21.3% 8.5%	X B 10 B 10	
1104.22	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの） オートのもの	6%	B 10	
1104.23	とうもろこしのもの コーンフレークの製造に使用するもの その他のもの	16.2% 18%	B 10 B 10	
1104.29	その他の穀物のもの 小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの その他のもの	17%	X B 10	
1104.30	穀物の胚芽（全形のものと及びロールにかけ、フレーク状にし又			

11.05	はひいたものに限る。)			X	
11.06	ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット	20%		B 10	
1106.10	乾燥した豆(第 07.13 項のものに限る。)			X	
1106.20	乾燥した豆(第 07.13 項のものに限る。)				
	サゴやし又は根若しくは塊茎(第 07.14 項のものに限る。)				
	の				
	カッサバ芋のもの				
	飼料用のもの			A	
	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用する				
	ものに限る。				
	その他のもの			X	
	その他のもの	21.3%		B 10	
1106.30	第 8 類の物品のもの				
	バナナのもの				
	飼料用のもの			A	
	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用する				
	ものに限る。				
	その他のもの	15%		B 10	
	その他のもの	15%		B 10	
11.07	麦芽(いつてあるかないかを問わない。)			X	
11.08	でん粉及びイヌリン			X	
1109.00	小麦グルテン(乾燥してあるかないかを問わない。)			X	
第 12 類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物				
1201.00	大豆(割ってあるかないかを問わない。)			A	
12.02	落花生(いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。)				
1202.10	殻付きのもの				
	採油用のもの			A	
	注 税関当局の監督の下で採油用の原料として使用する				
	ものに限る。				
	その他のもの			X	
1202.20	殻を除いたもの(割ってあるかないかを問わない。)				

	採油用のもの 注 税関当局の監督の下で採油用の原料として使用する ものに限る。		A	
	その他のもの		X	
1203.00	コブラ		A	
1204.00	亜麻の種（割ってあるかないかを問わない。）		A	
12.05	菜種（割ってあるかないかを問わない。）		A	
1206.00	ひまわりの種（割ってあるかないかを問わない。）		A	
12.07	その他の採油用の種及び果実（割ってあるかないかを問わない。）		A	
12.08	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミール を除く。）		A	
12.09	播種用の種、果実及び孢子		A	
12.10	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したのものに限るものとし、粉碎し、 粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。） 及びルプリン		A	
12.11	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する 用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの 及び乾燥したのものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたも のであるかないかを問わない。）		A	
12.12	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生 鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したのものに限るものとし、 粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する 果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・ インテュブス変種サティヴム）の根でいてないものを含むもの とし、他の項に該当するものを除く。）		A	
1212.10	ローカストビーン（種を含む。）		A	
1212.20	海草その他の藻類 食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し 又は乾燥したのものに限る。） 長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、1枚 の面積が430平方センチメートル以下のもの		X	
	その他のもの あまのり属のもの及びこれを交えたもの		X	
	その他のもの ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）		R	4
	その他のもの		X	

	<p>その他のもの</p> <p>ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの</p> <p>ふのり属のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>			
1212.30	<p>あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁</p> <p>その他のもの</p>	3.5%	A	
1212.91	てん菜		B 5	
1212.99	<p>その他のもの</p> <p>こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）</p> <p>その他のもの</p>		A	
1213.00	穀物のわら及び殻（切り、粉碎し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）		X	
12.14	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）		A	
第 13 類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス			
13.01	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）		A	
13.02	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）			
	植物性の液汁及びエキス			
1302.11	生あへん		A	
1302.12	甘草のもの		A	
1302.13	ホップのもの		A	
1302.14	除虫菊のもの及びロテノン含有する植物の根のもの		A	
1302.19	<p>その他のもの</p> <p>飲料のもと</p> <p>植物性の 1 種類の原料から得たもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	10%	B 10	
1302.20	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩		R	4
			A	

1302.31	植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。） 寒天	1kg につき 112 円	B 7		
1302.32	ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）				
1302.39	その他のもの				A A
第 14 類	類植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	8.5%	B 7		
14.01	主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オーギア、ラフィア及びライム樹皮）				
1401.10	竹				A
1401.20	とう				A
1401.90	その他のもの いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び 莞草（キュペルス・エクサルタトゥス） その他のもの				A
1402.00	主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）				A
1403.00	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）				A
14.04	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）				A

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第3部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調整食用脂並びに動物性又は植物性ろう
(HS 01.01 ~ 05.11)

1	2			
関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調整食用脂並びに動物性又は植物性ろう			
1501.00	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第02.09項又は第15.03項のものを除く。） 豚脂 酸価が1.3を超えるもの その他のもの その他のもの	6.4%	A R B 7	4
1502.00	牛、羊又はやぎの脂肪（第15.03項のものを除く。）		A	
1503.00	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）		A	
15.04	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
1504.10	魚の肝油及びその分別物		R	4
1504.20	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）		A	
1504.30	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物 鯨油 その他のもの	3.5%	A B 5	
1505.00	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		A	
1506.00	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	6.4%	B 7	
15.07	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		R	4
15.08	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		R	4
15.09	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A	
1510.00	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第15.09項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A	
15.11	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに			

15.12	限るものとし、精製してあるかないかを問わない。） ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A	
1512.11	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物 粗油		R	4
1512.19	その他のもの 綿実油及びその分別物		R	4
1512.21	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。） 輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの その他のもの		A R	4
1512.29	その他のもの 輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの その他のもの		A R	4
15.13	やし（コブラ）油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		A	
15.14	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）		R	4
15.15	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
1515.11	亜麻仁油及びその分別物 粗油		R	4
1515.19	その他のもの		R	4
1515.21	とうもろこし油及びその分別物 粗油		R	4
1515.29	その他のもの		R	4
1515.30	ひまし油及びその分別物		A	
1515.40	桐油及びその分別物		A	
1515.50	ごま油及びその分別物		R	4
1515.90	その他のもの オイチシカ油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物 その他のもの		A	

	酸価が 0.6 を超えるもの			
	米油及びその分別物		X	
	その他のもの		R	4
	その他のもの			
	米油及びその分別物		X	
	その他のもの		R	4
15.16	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）		A	
15.17	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第 15.16 項の食用の油脂及びその分別物を除く。）			
1517.10	マーガリン（液状マーガリンを除く。）		R	4
1517.90	その他のもの			
	動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）	6.4%	B 5	
	植物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）		R	4
	離型油	2.9%	B 7	
	その他のもの		R	4
1518.00	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第 15.16 項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	
1520.00	グリセリン（粗のものに限る。）グリセリン水及びグリセリン廃液		A	
15.21	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）			
1521.10	植物性ろう		A	
1521.90	その他のもの			

1522.00	みつろう その他のもの デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	R A A	4
---------	--	-------------	---

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第4部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品 (HS 16.01 ~ 24.03)

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品			
1601.00	ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉又は血から製造したものに限る。)及びこれらの物品をもととした調製食料品		X	
16.02	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血			
1602.10	均質調製品		X	
1602.20	動物の肝臓のもの		X	
	第01.05項の家きんのもの			
1602.31	七面鳥のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)		A	
	その他のもの			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの		X	
	その他のもの		A	
1602.32	鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)		A	
	その他のもの		X	
1602.39	その他のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)		A	
	その他のもの			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの		X	
	その他のもの	6%	B 5	
	豚のもの			
1602.41	もも肉及びこれを分割したもの			
	ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1個の重量が10グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛			

1602.42	<p>料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。) **</p> <p>その他のもの***</p> <p>肩肉及びこれを分割したもの</p>	Q	2
1602.49	<p>ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1個の重量が10グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。) **</p> <p>その他のもの***</p> <p>その他のもの(混合物を含む。)</p> <p>腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)</p> <p>その他のもの</p>	Q Q	2 2
1602.50	<p>ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1個の重量が10グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。) **</p> <p>その他のもの***</p> <p>牛のもの</p> <p>腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)</p> <p>その他のもの</p>	Q Q	2 2
1602.90	<p>腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの(動物の血の調製品を含む。)</p>	A X	
1603.00	<p>腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)</p> <p>その他のもの</p> <p>肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース</p> <p>肉のエキス及びジュース</p> <p>その他のもの</p>	A X X R	4

16.04	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）			
1604.11	さけ		R	4
1604.12	にしん		R	4
1604.13	いわし		R	4
1604.14	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお		X	
1604.15	さば		R	4
1604.16	かたくちいわし		R	4
1604.19	その他のもの うなぎ		X	
	節類		R	4
	その他のもの	7.2%	B 10	
1604.20	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚		R	4
1604.30	キャビア及びその代用物		R	4
16.05	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）			
1605.10	かに 気密容器入りのもの（くん製したものを除く。） その他のもの 米を含むもの その他のもの		R	4
			X	
			R	4
1605.20	シュリンプ及びプローン くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後 に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥し たもの その他のもの 米を含むもの その他のもの		R	4
			X	
			R	4
1605.30	ロブスター くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後 に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥し たもの その他のもの	3.2%	B 10	
			R	4
1605.40	その他の甲殻類			

1605.90	えび	7.2%	R	4	
	その他のもの		B 10		
	その他のもの				
	くん製したもの		R		4
	その他のもの				
	いか及びくらげ				
	いか		X		
	くらげ		R		4
	なまこ及びうに		R		4
	その他のもの				
あわび及び帆立貝	R	4			
その他の軟体動物のもの	7.2%	B 10			
その他のもの		R	4		
第 17 類	糖類及び砂糖菓子				
17.01	甘しゃ糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖（固体のものに限る。）		X		
17.02	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）糖水（香料又は着色料を加えてないものに限る。）人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル				
	乳糖及び乳糖水				
1702.11	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の 99%以上のもの		A		
1702.19	その他のもの		A		
1702.20	かえで糖及びかえで糖水		X		
1702.30	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の 20%未満のものに限る。）		X		
1702.40	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の 20%以上 50%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）		X		
1702.50	果糖（化学的に純粋なものに限る。）		A		
1702.60	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の 50%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）		X		
1702.90	その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の 50%含有するものを含				

	む。)			
	砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル		X	
	ハイ・テスト・モラセス			
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5 リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	3%	B 5	
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	香料料又は着色料を加えたもの		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの			
	ソルボース	12%	B 10	
	その他のもの		X	
17.03	糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）			
1703.10	甘しゃ糖みつ			
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5 リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	3%	B 5	
	その他のもの			
	飼料用のもの		A	
	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		X	
1703.90	その他のもの			
	グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、5 リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの	3%	B 5	
	その他のもの			
	飼料用のもの		A	
	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。			
	その他のもの		X	
17.04	砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）			
1704.10	チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない。）		X	

1704.90	その他のもの 甘草エキス（菓子にしたものを除く。） その他のもの		A X	
第 18 類	ココア及びその調製品			
1801.00	カカオ豆（生のもの及びいったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）		A	
1802.00	カカオ豆の殻、皮その他のくず		A	
18.03	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）			
1803.10	脱脂してないもの	3.5%	B 7	
1803.20	完全に又は部分的に脱脂したもの	7%	B 7	
1804.00	カカオ脂		A	
1805.00	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	10.5%	B 10	
18.06	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品			
1806.10	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）		X	
1806.20	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が 2 キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が 2 キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。） 第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の 10% 未満のものに限る。） ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30% 以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。） その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）		X X R X	4
1806.31	詰物をしたもの		X	
1806.32	詰物をしてないもの		X	
1806.90	その他のもの チョコレート菓子 その他のもの 第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の 10% 未満のものに限る。） ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態に		X	

	<p>において全重量の 30%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>		<p>X</p> <p>X</p> <p>R</p> <p>X</p>	4
第 19 類	<p>穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品</p>			
19.01	<p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の 5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）</p>			
1901.10	<p>育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）</p> <p>第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>		<p>X</p> <p>X</p> <p>R</p> <p>X</p>	4
1901.20	<p>第 19.05 項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地</p> <p>穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の 1 以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の 85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）米菓生じ地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上のものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>		<p>X</p>	

1901.90	<p>第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品 砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの その他のもの 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の 1 以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の 85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。） その他のもの 第 04.01 項から第 04.04 項までの物品の調製食料品 砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの</p>		X R X	4
19.02	<p>スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）</p>		X R X	4
1903.00	<p>タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）</p>	9.6%	X	B 7
19.04	<p>穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（とうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの（他の項に該当するものを除く。）</p>		X	
19.05	<p>パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用</p>			

1905.10	ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、 ライスペーパーその他これらに類する物品 クリスプブレッド		X	
1905.20	ジンジャーブレッドその他これに類する物品 スイートビスケット、ワッフル及びウエハー		X	
1905.31	スイートビスケット		X	
1905.32	ワッフル及びウエハー	15%	P	7
1905.40	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品		X	
1905.90	その他のもの パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。） 聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品 その他のもの 砂糖を加えたもの 主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの その他のもの その他のもの 主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの その他のもの		X	
		9%	B 7	
			X	
		9%	B 7	
			X	
第 20 類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品			
20.01	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、 果実、ナットその他植物の食用の部分			
2001.10	きゅうり及びガーキン 砂糖を加えたもの その他のもの	12%	B 10	
2001.90	その他のもの 砂糖を加えたもの パパイア、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、 ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、 ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、 シュガーアップル、カスターアップル、パッシ	9%	B 10	

	<p> ヨンフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン スイートコーン ヤングコーンコブ その他のもの その他のもの パパイア、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン スイートコーン ヤングコーンコブ その他のもの しょうが その他のもの </p>	<p> 10.5% 16.8% 12% 7.5% 9% 9% </p>	<p> A B 7 B 15 B 10 A B 7 B 10 R B 10 </p>	
20.02	調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）			
2002.10	トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）	7.6%	B 15	
2002.90	その他のもの			
	砂糖を加えたもの	13.4%	B 15	
	その他のもの			
	<p> トマトピューレー及びトマトペースト トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの その他のもの その他のもの </p>	7.6%	Q X B 15	8
20.03	調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）			
2003.10	きのこ（はらたけ属のもの）			
	砂糖を加えたもの		A	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）			
	フレンチマッシュルーム	13.6%	B 10	

	その他のもの		A	
	その他のもの		A	
2003.20	トリフ		A	
2003.90	その他のもの		A	
20.04	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに 限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する 処理をしたもの及び第 20.06 項の物品を除く。）			
2004.10	ばれいしょ			
	単に加熱による調理をしたもの	8.5%	B 7	
	その他のもの			
	マッシュポテト	13.6%	B 10	
	その他のもの	9%	B 7	
2004.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの			
	砂糖を加えたもの			
	スイートコーン	10.5%	B 7	
	その他のもの	23.8%	B 15	
	その他のもの			
	アスパラガス及び豆			
	アスパラガス	17%	B 10	
	豆		X	
	たけのこ	13.6%	B 10	
	スイートコーン	7.5%	B 7	
	ヤングコーンコブ			
	気密容器入りのもの	9%	B 10	
	その他のもの	15%	B 10	
	その他のもの	9%	B 7	
20.05	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してな いものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に 適する処理をしたもの及び第 20.06 項の物品を除く。）			
2005.10	均質調製野菜			
	砂糖を加えたもの	16.8%	B 15	
	その他のもの	9.6%	B 10	
2005.20	ばれいしょ			
	マッシュポテト及びポテトフレーク	13.6%	B 10	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの 1 個の重量が 10 キ			

	ログラム以下のものに限る。)	9.6%	B 10	
	その他のもの	9%	B 7	
2005.40	えんどう(ピスム・サティヴム)			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの(容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。)			
	さや付きのもの	9.6%	B 10	
	その他のもの	7.5%	B 10	
	その他のもの			
	さや付きのもの	9%	B 7	
	その他のもの	6.8%	B 10	
	ささげ属又はいんげんまめ属の豆			
2005.51	さやを除いた豆			
	砂糖を加えたもの			
	気密容器入りのもの(トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。)	14%	B 10	
	その他のもの		X	
	その他のもの		X	
2005.59	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの(容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。)	9.6%	B 10	
	その他のもの	9%	B 7	
2005.60	アスパラガス			
	気密容器入りのもの(容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。)	16%	B 15	
	その他のもの	12%	B 10	
2005.70	オリーブ		A	
2005.80	スイートコーン(ゼア・マウス変種サカラタ)			
	砂糖を加えたもの	14.9%	B 10	
	その他のもの	10%	B 7	
2005.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの			
	砂糖を加えたもの			

	豆（さや付きのものを除く。）			
	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のト マトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を 含有するものに限る。）	14%	B 10	
	その他のもの		X	
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	たけのこ	13.6%	B 10	
	ヤングコーンコブ			
	気密容器入りのもの	9%	B 10	
	その他のもの	15%	B 10	
	豆（さや付きのものを除く。）	17%	B 10	
	サワークラウト	9.6%	B 10	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（容器ともの 1 個の重量が 10 キログラム以下のものに限る。）			
	にんにくの粉	9.6%	B 15	
	その他のもの	9.6%	B 10	
	その他のもの			
	にんにくの粉	8%	B 15	
	その他のもの	9%	B 7	
2006.00	砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部 分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズし たものに限る。）			
	マロングラッセ	12.6%	B 15	
	その他のもの	9%	B 10	
20.07	ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピ ューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得ら れたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるか ないかを問わない。）			
2007.10	均質調製果実			
	砂糖を加えたもの	34%	B 15	
	その他のもの	21.3%	B 15	
	その他のもの			
2007.91	かんきつ類の果実		R	4
2007.99	その他のもの			

20.08	<p>ジャム及びフルーツゼリー</p> <p>砂糖を加えたもの 16.8%</p> <p>その他のもの 12%</p> <p>その他のもの</p> <p>果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）</p>		B 15		
2008.11	<p>ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）</p> <p>落花生</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>ピーナツバター 12%</p> <p>その他のもの 23.8%</p> <p>その他のもの</p> <p>ピーナツバター 10%</p> <p>その他のもの 21.3%</p>		B 15	R	4
2008.19	<p>その他のもの（混合したものを含む。）</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>パルプ状のもの 10.5%</p> <p>その他のもの</p> <p>カシューナット及びその他のいったナット 5.5%</p> <p>その他のもの 16.8%</p> <p>その他のもの</p> <p>パルプ状のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>アーモンド（いったものに限る。）、マカダミアナット、ペカン（いったものに限る。）、ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット及びカシューナット</p> <p>ぎんなん 12%</p> <p>その他のもの</p> <p>いったもの</p> <p>その他のもの 12%</p>		B 10	P	9
2008.20	<p>パイナップル</p>		B 7	P	10
2008.30	<p>かんきつ類の果実</p>		B 10	A	
			A	X	
			B 10	R	4

2008.40	なし			
	砂糖を加えたもの			
	パルプ状のもの			
	気密容器入りのもの	15%	B 10	
	その他のもの	21%	B 10	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの	10.8%	B 10	
	その他のもの	15%	B 10	
	その他のもの			
	パルプ状のもの			
	気密容器入りのもの	12%	B 10	
	その他のもの	7.5%	B 10	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの	9%	B 7	
その他のもの	5.4%	B 10		
2008.50	あんず			
	砂糖を加えたもの	15%	B 10	
2008.60	その他のもの	6%	B 10	
	さくらんぼ			
2008.60	砂糖を加えたもの	15%	B 10	
	その他のもの			
	パルプ状のもの	12%	B 10	
	その他のもの	6%	B 10	
2008.70	桃（ネクタリンを含む。）			
	砂糖を加えたもの			
	パルプ状のもの			
	気密容器入りのもの	21.3%	B 10	
	その他のもの	29.8%	B 10	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの			
	容器ともの1個の重量が2キログラム以上のもの	6.7%	B 10	
	その他のもの	8%	B 10	
	その他のもの	13.4%	B 10	
その他のもの				
パルプ状のもの				
気密容器入りのもの	8.5%	B 10		

2008.80	その他のもの	10.7%	B 10	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの	6.7%	B 10	
	その他のもの	9.6%	B 10	
	ストロベリー			
	砂糖を加えたもの			
	パルプ状のもの	21%	B 10	
	その他のもの	11%	B 7	
	その他のもの			
	パルプ状のもの	15%	B 10	
その他のもの	12%	B 10		
その他のもの（混合したもの（第 2008.19 号のものを除く。）を含む。）				
2008.91	パームハート	7.5%	B 10	
2008.92	混合したもの			
	ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル			
	砂糖を加えたもの	6%	B 5	
	その他のもの		A	
	その他のもの		R	4
2008.99	その他のもの			
	梅	12%	B 10	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	パルプ状のもの			
	バナナ及びアボカドー	10.5%	B 10	
	その他のもの	29.8%	B 15	
	その他のもの			
	ベリー、プルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	5.5%	B 7	
	その他のもの			
	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし	7%	B 10	
	その他のもの	16.8%	B 15	
	その他のもの			
	パルプ状のもの			

	バナナ、アボカドー、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	7.5%	B 10	
	カムカム		A	
	その他のもの	21.3%	B 15	
	その他のもの			
	プルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		A	
	さといも（冷凍したものに限る。）	10%	B 7	
	その他のもの			
	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）及びカムカム		A	
	その他のもの	12%	B 10	
20.09	果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）			
	オレンジジュース			
2009.11	冷凍したもの		R	4
2009.12	冷凍してないもの(ブリックス値が 20 以下のものに限る。)		R	4
2009.19	その他のもの		R	4
	グレープフルーツジュース			
2009.21	ブリックス値が 20 以下のもの		R	4
2009.29	その他のもの		R	4
	その他のかんきつ類の果実のジュース（2 以上の果実から得たものを除く。）			
2009.31	ブリックス値が 20 以下のもの			
	砂糖を加えたもの		R	4
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の 10% 以下のもの			
	レモンジュース	6%	B 5	
	ライムジュース	12%	B 10	
	その他のもの		R	4
	その他のもの		R	4
2009.39	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		R	4

	その他のもの			
	しよ糖の含有量が全重量の 10%以下のもの			
	レモンジュース	6%	B 5	
	ライムジュース	12%	B 10	
	その他のもの		R	4
	その他のもの		R	4
	パイナップルジュース			
2009.41	ブリックス値が 20 以下のもの		R	4
2009.49	その他のもの		R	4
2009.50	トマトジュース		X	
	ぶどうジュース(ぶどう搾汁を含む。)			
2009.61	ブリックス値が 30 以下のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の 10%以下のもの	23%	B 15	
	その他のもの	29.8%	B 15	
		(その率が 1kg につき 23 円の従量税率より低いときは当該従量税率)		
	その他のもの	19.1%	B 15	
2009.69	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の 10%以下のもの	23%	B 15	
	その他のもの	29.8%	B 15	
		(その率が 1kg につき 23 円の従量税率より低いとき		

		は当該従 量税率)		
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の 10%以下のもの	19.1%	B 10	
	その他のもの	25.5%	B 10	
	りんごジュース			
2009.71	ブリックス値が 20 以下のもの		R	4
2009.79	その他のもの		R	4
2009.80	その他の果実又は野菜のジュース (2 以上の果実又は野菜か ら得たものを除く。)			
	果汁			
	砂糖を加えたもの			
	しょ糖 (天然に含有するものを含む。) の含有量が全 重量の 10%以下のもの	23%	B 15	
	その他のもの	29.8%	B 15	
		(その率 が 1kg に つき 23 円の従量 税率より 低いとき は当該従 量税率)		
	その他のもの			
	しょ糖の含有量が全重量の 10%以下のもの			
	プルーンジュース	14.4%	B 10	
	その他のもの	19.1%	B 15	
	その他のもの	25.5%	B 15	
	野菜ジュース			
	砂糖を加えたもの	8.1%	B 7	
	その他のもの			
	気密容器入りのもの	7.6%	B 7	
	その他のもの	7.2%	B 7	
2009.90	混合ジュース			
	混合果汁		R	4
	混合野菜ジュース			

	砂糖を加えたもの	8.1%	B 7	
	その他のもの	5.4%	B 5	
第 21 類	各種の調製食料品			
21.01	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物			
2101.11	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコーヒーをもととした調製品			
	エキス、エッセンス及び濃縮物			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの			
	インスタントコーヒー	8.8%	B 7	
	その他のもの		A	
2101.12	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品			
	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品			
	砂糖を加えたもの			
	その他のもの		X	
	インスタントコーヒー	8.8%	B 7	
	その他のもの		A	
	コーヒーをもととした調製品			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上のもの		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの	15%	B 10	
2101.20	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品			
	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品			
	インスタントティー		A	
	その他のもの	8%	B 7	
	茶又はマテをもととした調製品			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上のもの		X	

	その他のもの				
	砂糖を加えたもの		X		
	その他のもの	15%	B 10		
2101.30	チコリーその他のコーヒー代用物(いったものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物		X		
21.02	酵母(活性のものであるかないかを問わない。)及びその他の単細胞微生物(生きていないものに限るものとし、第 30.02 項のワクチンを除く。)並びに調製したベーキングパウダー				
2102.10	酵母(活性のものに限る。)		X		
2102.20	酵母(不活性のものに限る。)及びその他の単細胞微生物(生きていないものに限る。)		A		
2102.30	調製したベーキングパウダー		A		
21.03	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード				
2103.10	醤油	6%	B 7		
2103.20	トマトケチャップその他のトマトソース		X		
2103.30	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード				
	小売用の容器入りにしたもの	9%	B 7		
	その他のもの	7.5%	B 7		
2103.90	その他のもの				
	ソース				
	マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング		R		4
	その他のもの	6%	B 7		
	その他のもの				
	インスタントカレーその他のカレー調製品	3.6%	B 7		
	その他のもの				
	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	4.8%	B 7		
	その他のもの	10.5%	B 7		
21.04	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品				
2104.10	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品				
	野菜のもの(気密容器入りのものに限る。)	7%	B 7		
	その他のもの	8.4%	B 7		
2104.20	均質混合調製食料品	6%	B 10		
2105.00	アイスクリームその他の氷菓(ココアを含有するかしないかを				

21.06	問わない。)		R	4
2106.10	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）			
	たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の 80%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので 1 個の正味重量が 500 グラム未満のものを除く。）		X	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの		X	
	その他のもの			
	植物性たんぱく	10.6%	B 10	
	その他のもの	15%	B 10	
2106.90	その他のもの			
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の 30%以上の調製品		X	
	その他のもの			
	米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）			
	のいずれかの含有量が全重量の 30%を超える調製食料品		X	
	その他のもの			
	糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。）		X	
	チューインガム		R	4
	こんにゃく		X	
	飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール分が 0.5%を超えるものに限る。）			
	果汁をもととした調製品（アルコール分が 1%未満のものに限る。）	29.8%	B 15	
		（その率が 1kg に		
		つき 23		
		円の従量		
		税率より		
		低いとき		

		は当該従 量税率)		
	その他のもの		A	
	その他のもの			
	砂糖を加えたもの			
	おたねにんじん又はそのエキスを含む飲料 のもと			
	各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		X	
	その他のもの	20%	B 10	
	ビタミンをもととした栄養補助食品	12.5%	B 10	
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	調製食用脂（第 04.05 項の物品の含有量が全重 量の 15%を超え 30%未満のものに限る。）		X	
	アルコールを含有しない飲料のもと			
	おたねにんじん又はそのエキスを含むも の	12%	B 10	
	その他のもの	10%	B 10	
	その他のもの			
	第 04.10 項の物品のもの	9%	B 7	
	その他のもの			
	ビタミンをもととした栄養補助食品及び植 物性たんぱくを加水分解したもの	12.5%	B 10	
	その他のもの			
	たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製 造に使用する種類のものでソルビトール その他の政令で定める物品に政令で定め る調製を加えたものに限る。）		A	
	その他のもの			
	ひじき（ヒジキア・フスイフォルミス）			
	その他の第 1212.20 号の物品のもの			
	ひじき（ヒジキア・フスイフォルミ ス）		R	4
	その他のもの		X	
	その他のもの		X	
第 22 類	飲料、アルコール及び食酢			

22.01	水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。） 氷及び雪		A	
22.02	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第 20.09 項の果実又は野菜のジュースを除く。）			
2202.10	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。） 砂糖を加えたもの その他のもの	9.6%	R B 7	4
2202.90	その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの	9.6%	R B 7	4
2203.00	ビール		A	
22.04	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第 20.09 項のものを除く。）			
2204.10	スパークリングワイン その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの	1L につき 145 円 60 銭	B 12	
2204.21	2 リットル以下の容器入りにしたもの シェリー、ポートその他の強化ぶどう酒 その他のもの	1L につき 112 円 15%（その率が 1L につき 125 円の従量税率より高いとき又は 1L につき 67 円の従量税率より低いとき	B 10 B12*	11

2204.29	<p>その他のもの 150 リットル以下の容器入りにしたもの</p>	<p>はそれぞれ当該従量税率) 15% (その率が 1L につき 125 円の従量税率より高いとき又は 1L につき 67 円の従量税率より低いときはそれぞれ当該従量税率)</p>	B12*	11
2204.30	<p>その他のもの その他のぶどう搾汁 アルコール分が 1%未満のもの 砂糖を加えたもの しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の 10%以下のもの その他のもの</p> <p>その他のもの しよ糖の含有量が全重量の 10%以下のもの</p>	<p>はそれぞれ当該従量税率) 23% 29.8% (その率が 1kg につき 23 円の従量税率より低いときは当該従量税率) 19.1%</p>	A B 15 B 15 B 15	

	その他のもの	25.5%	B 15	
22.05	その他のもの ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）		A	
2205.10	2リットル以下の容器入りにしたもの	1L につき 50 円 40 銭	B 10	
2205.90	その他のもの アルコール分が 1%未満のもの	19.1%	B 15	
	その他のもの	1L につき 50 円 40 銭	B 10	
2206.00	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。） アルコール分が 1%未満のもの	29.8%	B 15	
		（その率が 1kg につき 23 円の従量税率より低いときは当該従量税率）		
	その他のもの 清酒及び濁酒		X	
	その他のもの 発酵酒（清酒を除く。）と第 20.09 項又は第 22.02 項の物品との混合物		X	
	その他のもの 麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの		A	
22.07	その他のもの エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が 80% 以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）		X	
2207.10	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が			

	80%以上のものに限る。)			
	アルコール分が90%以上のもの			
	工業用アルコールの製造の用に供するもの		A	
	その他のもの			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの (連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)		A	
	その他のもの		X	
	その他のもの			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの(連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)		A	
	その他のもの		X	
2207.20	変性アルコール(アルコール分のいかに問わない。)		X	
22.08	エチルアルコール(変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料			
2208.20	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒		A	
2208.30	ウイスキー		A	
2208.40	ラム及びタフィア		A	
2208.50	ジン及びジュネヴァ		A	
2208.60	ウオッカ		A	
2208.70	リキュール及びコーディアル		A	
2208.90	その他のもの			
	エチルアルコール及び蒸留酒			
	フルーツブランデー		A	
	その他のもの			
	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの (連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。)		A	
	その他のもの		X	
	その他のアルコール飲料			
	合成清酒及び白酒		A	
	果汁をもととした飲料(アルコール分が1%未満のものに限る。)	29.8%	B 15	
		(その率が1kgに		

		つき 23 円の従量 税率より 低いとき は当該従 量税率)		
2209.00	その他のもの 食酢及び酢酸から得た食酢代用物	4.8%	A B 7	
第 23 類	類食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料			
23.01	肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無 脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限 る。）並びに獣脂かす		A	
23.02	ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉そ の他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であ るかないかを問わない。）		A	
23.03	でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビート パルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又 は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わな い。）		A	
2304.00	大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかな いかを問わない。）		A	
2305.00	落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるか ないかを問わない。）		A	
23.06	その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット 状であるかないかを問わないものとし、第 23.04 項又は第 23.05 項のものを除く。）		A	
2307.00	ぶどう酒かす及びアーゴル		A	
2308.00	飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び 植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、 他の項に該当するものを除く。）		A	
23.09	飼料用に供する種類の調製品			
2309.10	犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。） 乳糖の含有量が全重量の 10%以上のもの	1kg につ き、59 円 50 銭に重 量比によ	B 10	

2309.90	<p>その他のもの 気密容器入りのもの(容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。)</p> <p>その他のもの 課税価格が1キログラムにつき70円を超えるもの(粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限る。)</p> <p>その他のもの 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの(しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の5%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の20%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の10%以上のものを除く。)</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの 飼料用に供する種類の調製品(飼料に添加するものに限る。)</p> <p>その他のもの 乳糖の含有量が全重量の10%以上のもの ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの その他のもの</p>	<p>る乳糖の含有率が10%を超える1%ごとに6円を加えた額</p> <p>1kgにつき18円</p> <p>1kgにつき52円50銭に重量比による乳糖の</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B 10</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B 10</p>	
---------	---	---	--	--

	<p>含有率が10%を超える1%ごとに5円30銭を加えた額</p> <p>その他のもの 第 12.14 項又は第 23.03 項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物並びに魚又は海棲哺乳動物のソリュブル</p> <p>その他のもの 気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。）</p> <p>その他のもの 課税価格が1キログラムにつき70円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限る。）</p> <p>その他のもの 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の5%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の20%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の35%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる砕米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の10%以上のものを除く。）</p> <p>犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>			
第 24 類 24.01	たばこ及び製造たばこ代用品 たばこ（製造たばこを除く。）及びくずたばこ			A

24.02	葉巻たばこ、シェルート、シガリ口及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）		X	
24.03	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス			
2403.10	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。） その他のもの		X	
2403.91	シートたばこ		A	
2403.99	その他のもの たばこのエキス及びエッセンス その他のもの		A X	

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第 5 部 鉱物性生産品 (HS 25.01 ~ 27.15)

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第 25 類	塩、硫黄、土石類、プaster、石灰及びセメント			
2501.00	塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかないかを問わない。）純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかないかを問わない。）及び海水 塩及び純塩化ナトリウム（目開きが 2.8 ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の 70% 以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。） その他のもの		X A	
2502.00	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）		A	
2503.00	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）		A	
25.04	天然黒鉛		A	
25.05	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第 26 類の砂状の金属鉱を除く。）		A	
25.06	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）		A	
2507.00	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）		A	
25.08	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第 68.06 項のエキスパネッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース		A	
2509.00	白亜		A	
25.10	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜		A	
25.11	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第 28.16 項の酸化バリウムを除く。）		A	
2512.00	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が 1 以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）		A	
25.13	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに			

2514.00	<p>限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。) パミストーン及びエメリー</p> <p>スレート(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切っているかないかを問わない。)</p>	A		
25.15	<p>大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石(見掛け比重が2.5以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切っているかないかを問わない。)及びアラバスター(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切っているかないかを問わない。)</p>	A		
25.16	<p>花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石(粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切っているかないかを問わない。)</p>	A		
25.17	<p>小石、砂利及び砕石(コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。)シングル及びフリント(熱処理をしてあるかないかを問わない。)並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム(小石、砂利、砕石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。)及びタールマカダム並びに第25.15項又は第25.16項の岩石の粒、破片及び粉(熱処理をしてあるかないかを問わない。)</p>	A		
25.18	<p>ドロマイト(粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。)及びドロマイトラミングミックス</p>	A		
25.19	<p>天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト)並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア(焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。)及びその他の酸化マグネシウム(純粋であるかないかを問わない。)</p>	A		
25.20	<p>天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプaster(着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅延剤を加えてあるかないかを問わな</p>	A		

2521.00	い。) 石灰石その他の石灰質の岩石 (石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。)		A	
25.22	生石灰、消石灰及び水硬性石灰 (第 28.25 項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。)		A	
25.23	ポルトランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント (着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。)		A	
2524.00	石綿		A	
25.25	雲母 (はく離雲母を含む。) 及びそのくず		A	
25.26	ステアタイト (天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形 (正方形を含む。) の塊状若しくは板状に単に切っただけであるかないかを問わない。) 及びタルク		A	
25.28	天然ほう酸塩及びその精鉱 (焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。) 並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の 85% 以下のもの		A	
25.29	長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石		A	
25.30	鉱物 (他の項に該当するものを除く。)		A	
第 26 類	鉱石、スラグ及び灰		A	
第 27 類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう			
27.01	石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの		A	
27.02	亜炭 (凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。)		A	
2703.00	泥炭 (ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)		A	
2704.00	コークス及び半成コークス (石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限り、凝結させてあるかないかを問わない。) 並びにレトルトカーボン		A	
2705.00	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス (石油ガスその他のガス状炭化水素を除く。)		A	

2706.00	石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。）		A	
27.07	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの		A	
27.08	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）		A	
2709.00	石油及び歴青油（原油に限る。）		A	
27.10	石油及び歴青油（原油を除く。）これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油			
	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）			
2710.11	軽質油及びその調製品			
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の5%未満のものを含む。）			
	揮発油			
	低重合度の混合アルキレン		A	
	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算5%留出温度と減失量			
	加算95%留出温度との温度差が2度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）		A	
	その他のもの			
	航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）			
	温度15度における比重が0.8017以下のもの	1kl につき 2,069 円	B10	
	その他のもの	1kl につき 2,336 円	B10	
	その他のもの			

2710.19	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A
	その他のもの	1kl につき 1,386 円	B10
	灯油		
	低重合度の混合アルキレン		A
	その他のもの		
	ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の 95%以上のものに限る。）		A
	その他のもの		
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A
	その他のもの	1kl につき 564 円	B10
	軽油		
	政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A
	その他のもの	1kl につき 1,257 円	B10
	その他のもの		A
	その他のもの		
石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の 5%未満のものを含む。）			
灯油			
低重合度の混合アルキレン		A	
その他のもの			
ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の 95%以上のものに限る。）		A	
その他のもの			
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A	
その他のもの	1kl につき 564 円	B10	
軽油			
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの		A	

	<p>その他のもの</p> <p>重油及び粗油</p> <p>温度 15 度における比重が 0.9037 以下のもの 製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）</p> <p>その他のもの</p> <p>温度 15 度における比重が 0.83 以上で引火点が温度 130 度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの</p> <p>硫黄の含有量が全重量の 0.3% 以下のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>温度 15 度における比重が 0.9037 を超えるもの 製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）</p> <p>その他のもの</p> <p>硫黄の含有量が全重量の 0.3% 以下のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>潤滑油（流動パラフィンを含む。）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>1kl につき 1,257 円</p> <p>1kl につき 2,593 円</p> <p>1kl につき 3,306 円</p> <p>1kl につき 2,376 円</p> <p>1kl につき 3,202 円</p>	<p>B10</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B10</p> <p>A</p> <p>B10</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	
--	--	--	--	--

2710.91	廃油 ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの		A	
2710.99	その他のもの		A	
27.11	石油ガスその他のガス状炭化水素		A	
27.12	ペトロラタム並びにパラフィンろう、マイクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）		A	
27.13	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物		A	
27.14	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩、油母頁岩、タールサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック		A	
2715.00	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）		A	

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（HS 28.01～38.25）

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第28類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物		A	
第29類	有機化学品			
29.01	非環式炭化水素		A	
29.02	環式炭化水素		A	
29.03	炭化水素のハロゲン化誘導体		A	
29.04	炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。）		A	
29.05	非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
	飽和1価アルコール			
2905.11	メタノール（メチルアルコール）		A	
2905.12	プロパン 1 オール（プロピルアルコール）及びプロパン 2 オール（イソプロピルアルコール）		A	
2905.13	ブタン 1 オール（ノルマル ブチルアルコール）		A	
2905.14	その他のブタノール		A	
2905.15	ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体		A	
2905.16	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体		A	
2905.17	ドデカン 1 オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン 1 オール（セチルアルコール）及びオクタデカン 1 オール（ステアリルアルコール）		A	
2905.19	その他のもの		A	
	不飽和1価アルコール			
2905.22	非環式テルペンアルコール		A	
2905.29	その他のもの		A	
	2価アルコール			
2905.31	エチレングリコール（エタンジオール）		A	
2905.32	プロピレングリコール（プロパン 1.2 ジオール）		A	
2905.39	その他のもの		A	
	その他の多価アルコール			
2905.41	2 エチル 2 （ヒドロキシメチル）プロパン 1.3 ジオール（トリメチロールプロパン）		A	
2905.42	ペンタエリトリトール		A	
2905.43	マンニトール		A	

2905.44	D グルシトール(ソルビトール)		X	
2905.45	グリセリン		A	
2905.49	その他のもの 非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、 ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A	
2905.51	エトクロルピノール(INN)		A	
2905.59	その他のもの		A	
29.06	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導 体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロ テルペンアルコール並びにこれらの誘導体			
2906.11	メントール	8%(その 率が 1kg につ き 213 円 44 銭の従量 税率より 低いとき は当該従 量税率)	B 7	
2906.12	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメ チルシクロヘキサノール		A	
2906.13	ステロール及びイノシトール		A	
2906.14	テルピネオール		A	
2906.19	その他のもの 芳香族アルコール及びその誘導体		A	
2906.21	ベンジルアルコール		A	
2906.29	その他のもの		A	
29.07	フェノール及びフェノールアルコール		A	
29.08	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、ス ルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A	
29.09	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテ ルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテル ペルオキシド及びケトンペルオキシド(化学的に単 1 であるか ないかを問わない。)並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホ ン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A	

29.10	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A	
2911.00	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A	
29.12	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド		A	
2913.00	第 29.12 項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A	
29.14	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A	
29.15	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A	
29.16	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A	
29.17	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A	
29.18	カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			
	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体			
2918.11	乳酸並びにその塩及びエステル		A	
2918.12	酒石酸		A	
2918.13	酒石酸の塩及びエステル		A	
2918.14	くえん酸		X	
2918.15	くえん酸の塩及びエステル			
	くえん酸カルシウム		X	

	その他のもの		A
2918.16	グルコン酸並びにその塩及びエステル		A
2918.19	その他のもの フェノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		A
2918.21	サリチル酸及びその塩		A
2918.22	オルト アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル		A
2918.23	サリチル酸のその他のエステル及びその塩		A
2918.29	その他のもの		A
2918.30	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体		A
2918.90	その他のもの		A
2919.00	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
29.20	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		A
29.21	アミン官能化合物		A
29.22	酸素官能のアミノ化合物 アミノアルコール（2種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩		
2922.11	モノエタノールアミン及びその塩		A
2922.12	ジエタノールアミン及びその塩		A
2922.13	トリエタノールアミン及びその塩		A
2922.14	デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩		A
2922.19	その他のもの アミノナフトールその他のアミノフェノール（2種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩		A
2922.21	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩		A
2922.22	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩		A
2922.29	その他のもの		A

2922.31	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（2種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩 アンフェプラモン（INN）メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並びにこれらの塩		A	
2922.39	その他のもの アミノ酸（2種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩		A	
2922.41	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩		A	
2922.42	グルタミン酸及びその塩 グルタミン酸ソーダ その他のもの	5.2%	B 5	
2922.43	アントラニル酸及びその塩		A	
2922.44	チリジン（INN）及びその塩		A	
2922.49	その他のもの		A	
2922.50	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物		A	
29.23	第4級アンモニウム塩、水酸化第4級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。）		A	
29.24	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物		A	
29.25	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物		A	
29.26	ニトリル官能化合物		A	
2927.00	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物		A	
2928.00	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体		A	
29.29	その他の窒素官能基を有する化合物		A	
29.30	有機硫黄化合物		A	
2931.00	その他のオルガノインオルガニック化合物		A	
29.32	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）		A	
29.33	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）		A	
29.34	核酸及びその塩（化学的に単1であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物		A	
2935.00	スルホンアミド		A	

29.36	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）		A	
29.37	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）		A	
29.38	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		A	
29.39	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		A	
2940.00	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセタールの塩及び糖エステルの塩（第 29.37 項から第 29.39 項までの物品を除く。）		A	
29.41	抗生物質		A	
2942.00	その他の有機化合物		A	
第 30 類	医療用品		A	
第 31 類	肥料		A	
第 32 類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマッシュック並びにインキ		A	
第 33 類	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類			
33.01	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。） レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。） 精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディステレート及びアキュアスソリューション 精油（かんきつ類の果実のものに限る。）			
3301.11	ベルガモットのもの		A	
3301.12	オレンジのもの		A	

3301.13	レモンのもの		A	
3301.14	ライムのもの		A	
3301.19	その他のもの		A	
	精油（かんきつ類の果実のものを除く。）			
3301.21	ゼラニウムのも		A	
3301.22	ジャスミンのも		A	
3301.23	ラベンダー又はラバンジンのも		A	
3301.24	ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のも		A	
3301.25	その他のミントのも			
	ペパーミント油（メンタ・アルヴェンシスのものに限る。）			
	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の65%を超えるもの	5.4%	A	
	その他のもの		B 7	
	その他のペパーミント油		A	
	その他のもの		A	
3301.26	ベチベルのも		A	
3301.29	その他のもの		A	
3301.30	レジノイド		A	
3301.90	その他のもの		A	
33.02	香気性物質の混合物及び1以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）		A	
3303.00	香水類及びオーデオロン類		A	
33.04	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品		A	
33.05	頭髪用の調製品		A	
33.06	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）		A	
33.07	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）		A	

第 34 類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品		A	
第 35 類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素			
35.01	カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー		A	
35.02	アルブミン（2 以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の 80%を超えるものに限る。）及びアルブミンナートその他のアルブミン誘導体		A	
3503.00	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第 35.01 項のカゼイングルーを除く。） ゼラチン（写真用のものに限る。）ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシングラス その他のもの		A X	
3504.00	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）		A	
35.05	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤		X	
35.06	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が 1 キログラム以下のものに限る。）		A	
35.07	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素		A	
第 36 類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料		A	
第 37 類	写真用又は映画用の材料		A	
第 38 類	各種の化学工業生産品		A	

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品 (HS 39.01 ~ 40.17)

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第 39 類	プラスチック及びその製品			
39.01	エチレンの重合体 (一次製品に限る。)			
3901.10	比重が 0.94 未満のポリエチレン 塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	1.3% (その率が 1kg につき 4円48銭の従量税率より高いときは当該従量税率)	B 10	
	その他のもの		A	
3901.20	比重が 0.94 以上のポリエチレン 塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	1.3% (その率が 1kg につき 4円48銭の従量税率より高いときは当該従量税率)	B 10	
	その他のもの		A	
3901.30	エチレン - 酢酸ビニル共重合体 塊 (不規則な形のものに限る。)、粉 (モールディングパウダーを含む。)、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	0.56%	B 10	
	その他のもの		A	
3901.90	その他のもの			

	塊（不規則な形のものに限る。）粉（モールディングパウダーを含む。）粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	0.56%	B 10 A	
39.02	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）			
3902.10	ポリプロピレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）粉（モールディングパウダーを含む。）粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	1.3%（その率が1kgにつき5円12銭の従量税率より高いときは当該従量税率）	B 10 A	
3902.20	ポリイソブチレン			
	塊（不規則な形のものに限る。）粉（モールディングパウダーを含む。）粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	0.56%	B 10 A	
3902.30	プロピレンの共重合体			
	塊（不規則な形のものに限る。）粉（モールディングパウダーを含む。）粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	0.56%	B 10 A	
3902.90	その他のもの			
	塊（不規則な形のものに限る。）粉（モールディングパウダーを含む。）粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	0.56%	B 10 A	
39.03	スチレンの重合体（一次製品に限る。）			
3903.11	ポリスチレン			
	多泡性のもの			

3903.19	塊（不規則な形のものに限る。）粉（モールディングパウダーを含む。）粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの その他のもの	0.78%	B 10 A
3903.20	塊（不規則な形のものに限る。）粉（モールディングパウダーを含む。）粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの スチレンアクリロニトリル（SAN）共重合体	1.3%	B 10 A
3903.30	塊（不規則な形のものに限る。）粉（モールディングパウダーを含む。）粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの アクリロニトリルブタジエンスチレン（ABS）共重合体	0.62%	B 10 A
3903.90	塊（不規則な形のものに限る。）粉（モールディングパウダーを含む。）粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの その他のもの	0.62%	B 10 A
39.04	塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体（一次製品に限る。）		A
39.05	酢酸ビニルその他のビニルエステル重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）		A
39.06	アクリル重合体（一次製品に限る。）		A
3906.10	ポリ（メタクリル酸メチル）		A
3906.90	その他のもの 塊（不規則な形のものに限る。）粉（モールディングパウダーを含む。）粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	0.56%	B 5 A
39.07	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリ		

	カーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）		A	
39.08	ポリアミド（一次製品に限る。）		A	
39.09	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）		A	
3910.00	シリコーン（一次製品に限る。）		A	
39.11	石油樹脂、クマロン インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	
39.12	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	
39.13	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	
3914.00	第 39.01 項から第 39.13 項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）		A	
39.15	プラスチックのくず		A	
39.16	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が 1 ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの型材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）		A	
39.17	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）		A	
39.18	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及び天井被覆材		A	
39.19	プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）		A	
39.20	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）		A	
39.21	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ		A	

39.22	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品		A	
39.23	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品		A	
39.24	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧品		A	
39.25	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）		A	
39.26	その他のプラスチック製品及び第 39.01 項から第 39.14 項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品		A	
第 40 類	ゴム及びその製品		A	

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第 8 部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品 (HS 41.01 ~ 43.04)

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第 41 類	原皮(毛皮を除く。)及び革			
41.01	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。)			
4101.20	全形の原皮(重量が1枚につき、単に乾燥したものは8キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは10キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは16キログラム以下のものに限る。) クロムなめしのもの(なめし(前なめしを含む。)過程中的のものうちなめしを終えてないもの)及びなめし過程にないもの その他のもの	12%	A B 10	
4101.50	全形の原皮(16キログラムを超えるものに限る。) クロムなめしのもの(なめし(前なめしを含む。)過程中的のものうちなめしを終えてないもの)及びなめし過程にないもの その他のもの	12%	A B 10	
4101.90	その他のもの(バット、ベンズ及びベリーを含む。) クロムなめしのもの(なめし(前なめしを含む。)過程中的のものうちなめしを終えてないもの)及びなめし過程にないもの その他のもの	12%	A B 10	
41.02	羊の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。)			
41.03	その他の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを			

	問わない。ただし、この類の注 1 (b)の又(c)はこの規定により除かれているものを含まない。)			
4103.10	やぎのもの			A
4103.20	爬虫類のもの			A
4103.30	豚のもの			A
	なめし過程にないもの			A
	その他のもの	1.2%		B 7
4103.90	その他のもの			A
41.04	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物のなめした皮(なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)			
	湿潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの			
4104.11	フルグレーン(スプリットしてないものに限る。)及びグレーンスプリット			
	クロムなめしのもの			A
	その他のもの	12%		B 10
4104.19	その他のもの			
	クロムなめしのもの			A
	その他のもの	12%		B 10
	乾燥状態(クラスト)のもの			
4104.41	フルグレーン(スプリットしてないものに限る。)及びグレーンスプリット			
	なめしたもの(再なめしをしたものを含む。)で、これを超える加工をしてないもの			
	クロムなめしのもの			A
	その他のもの	12%		B 10
	その他のもの			
	染着色したもの			
	染着色したもの(全形の牛の皮(表面積が1枚につき2.6平方メートル以下のもの)及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。)	13.3%		B 10
	その他のもの	16%		B 10
	その他のもの	12%		B 10
4104.49	その他のもの			
	なめしたもの(再なめしをしたものを含む。)で、これ			

	<ul style="list-style-type: none"> を超える加工をしてないもの クロムなめしのもの その他のもの 	12%	A B 10	
41.05	<ul style="list-style-type: none"> その他のもの 染着色したもの その他のもの <p>羊のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）</p>	16%	B 10	
4105.10	<ul style="list-style-type: none"> 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの 		A	
4105.30	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥状態（クラスト）のもの 染着色したもの その他のもの 	16%	B 10 A	
41.06	<p>その他の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）</p>			
4106.21	<ul style="list-style-type: none"> やぎのもの 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの 		A	
4106.22	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥状態（クラスト）のもの 染着色したもの その他のもの 	16%	B 10 A	
4106.31	<ul style="list-style-type: none"> 豚のもの 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの 	1.2%	B 7	
4106.32	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥状態（クラスト）のもの 染着色したもの その他のもの 	1.6%	B 7	
4106.40	<ul style="list-style-type: none"> 爬虫類のもの 植物性前なめしをしたもの その他のもの 染着色したもの わに又はとかげのもの その他のもの その他のもの 	2%	B 7	
4106.91	<ul style="list-style-type: none"> 湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの 	1.2%	B 7	
			A	

4106.92	乾燥状態（クラスト）のもの 染着色したもの その他のもの	1.2%	B 7 A
41.07	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第 41.14 項の革を除く。）		
4107.11	全形の革 フルグレン（スプリットしてないものに限る。） パーチメント仕上げをしたもの その他のもの	1.2%	B 7
	染着色し又は模様付けしたもの 染着色したもの（牛革（表面積が 1 枚につき 2.6 平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。） その他のもの	13.3% 16%	B 10 B 10
4107.12	グレンスプリット パーチメント仕上げをしたもの その他のもの	1.2%	B 7
	染着色し又は模様付けしたもの 染着色したもの（牛革（表面積が 1 枚につき 2.6 平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。） その他のもの	13.3% 16%	B 10 B 10
4107.19	その他のもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの	1.2%	B 7
	染着色し又は模様付けしたもの その他のもの	16% 12%	B 10 B 10
4107.91	その他のもの（サイドを含む。） フルグレン（スプリットしてないものに限る。） パーチメント仕上げをしたもの その他のもの	1.2%	B 7

4107.92	染色し又は模様付けしたもの			
	染色したものの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	13.3%	B 10	
	その他のもの	16%	B 10	
	その他のもの	12%	B 10	
	グレースプリット			
4107.99	パーチメント仕上げをしたもの	1.2%	B 7	
	その他のもの			
	染色し又は模様付けしたもの			
	染色したものの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	13.3%	B 10	
	その他のもの	16%	B 10	
4112.00	その他のもの	12%	B 10	
	パーチメント仕上げをしたもの	1.2%	B 7	
	その他のもの			
	染色し又は模様付けしたもの	16%	B 10	
	その他のもの	12%	B 10	
41.13	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第 41.14 項の革を除く。）			
	パーチメント仕上げをしたもの	1.2%	B 7	
	その他のもの			
	染色し又は模様付けしたもの	16%	B 10	
	その他のもの		A	
4113.10	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第 41.14 項の革を除く。）			
	やぎのもの			
	パーチメント仕上げをしたもの	1.2%	B 7	
	その他のもの			
	染色し又は模様付けしたもの	16%	B 10	
4113.20	その他のもの		A	
	豚のもの			

4113.30	<p>パーチメント仕上げをしたもの その他のもの</p> <p>染着色し又は模様付けしたもの その他のもの</p> <p>爬虫類のもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの その他のもの</p> <p>染着色し又は模様付けしたもの わに革及びとかげ革 その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>1.2%</p> <p>1.6%</p> <p>1.2%</p> <p>1.2%</p> <p>2%</p> <p>1.2%</p>	<p>B 7</p> <p>B 7</p> <p>B 7</p> <p>B 7</p> <p>B 7</p> <p>B 7</p> <p>A</p>	
4113.90	<p>その他のもの</p> <p>パーチメント仕上げをしたもの その他のもの</p> <p>染着色し又は模様付けしたもの その他のもの</p>	<p>1.2%</p> <p>1.2%</p>	<p>B 7</p> <p>B 7</p> <p>A</p>	
41.14	<p>シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。） パテント レザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズド レザー</p>			X
41.15	<p>コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造したも ので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、 巻いてあるかないかを問わない。） 革又はコンポジションレザ ーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉</p>			
4115.10	<p>コンポジションレザー（革又は革繊維をもととして製造した もので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るもの とし、巻いてあるかないかを問わない。）</p>	1.2%	B 7	
4115.20	<p>革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しな いものに限る。）及び革の粉</p>	0.6%	B 7	
第 42 類	<p>革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他 これらに類する容器並びに腸の製品</p>			
4201.00	<p>動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、 くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものと し、材料を問わない。）</p>	1.06%	B 7	
42.02	<p>旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、 リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、 シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶</p>			

<p>4202.11</p>	<p>用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器</p> <p>トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器</p> <p>外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの</p> <p>携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>12.8%</p> <p>8%</p>	<p>B 7</p> <p>B 7</p>	
<p>4202.12</p>	<p>外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの</p> <p>携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>12.8%</p> <p>6.4%</p> <p>3.68%</p>	<p>B 7</p> <p>B7</p> <p>B7</p>	
<p>4202.19</p>	<p>その他のもの</p> <p>ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。）</p>	<p>0.82%</p>	<p>B7</p>	
<p>4202.21</p>	<p>外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの</p> <p>貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超え</p>			

	るもの			
	革製又はパテントレザー製のもの	11.2%	B 7	
	その他のもの	12.8%	B 7	
	その他のもの			
	革製又はパテントレザー製のもの	6.4%	B 7	
	その他のもの	8%	B 7	
4202.22	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの			
	貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるもの	12.8%	B 7	
	その他のもの	6.4%	B 7	
4202.29	その他のもの	6.4%	B 7	
	ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品			
4202.31	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの			
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）	12.8%	B 7	
	その他のもの	8%	B 7	
4202.32	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの			
	財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるものに限る。）	12.8%	B 7	
	その他のもの	6.4%	B 7	
4202.39	その他のもの	0.82%	B 7	
	その他のもの			
4202.91	外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	8%	B 7	
4202.92	外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの	6.4%	B 7	
4202.99	その他のもの			
	木製のもの	0.54%	B 7	
	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用			

	の材料製のもの	0.68%	B 7	
	その他のもの	0.92%	B 7	
42.03	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに 限る。）			
4203.10	衣類			
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	16%	B 7	
	その他のもの	10%	B 7	
4203.21	手袋、ミトン及びミット			
	特に運動用に製造したもの			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	16%	B 7	
	その他のもの		X	
4203.29	その他のもの			
	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの			
	革製のもの	14%	B 7	
	コンポジションレザー製のもの	16%	B 7	
	その他のもの		X	
4203.30	ベルト及び負い革			
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	16%	B 7	
	その他のもの		X	
4203.40	その他の衣類附属品			
	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	16%	B 7	
	その他のもの	10%	B 7	
4204.00	機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品			
	ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターギルレザー	3.6%	B 7	

	その他のもの	0.66%	B 7	
4205.00	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	6%	B 7	
42.06	腸、ゴールドビーターズスキン、ぼうこう又は臍の製品	0.66%	B 7	
第 43 類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品			
43.01	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第 41.01 項から第 41.03 項までの原皮を除く。）		A	
43.02	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第 43.03 項のものを除く。）		X	
43.03	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品		X	
4304.00	人造毛皮及びその製品		A	

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第9部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品
並びにかご細工物及び枝条細工物（HS 44.01～46.02）

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第 44 類	木材及びその製品並びに木炭			
44.01	のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。） 薪材並びにチップ状又は小片状の木材		A	
4402.00	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）		A	
44.03	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）		A	
44.04	たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたのものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工をしたものを除く。）及びチップウッドその他これに類するもの		A	
4405.00	木毛及び木粉		A	
44.06	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木		A	
44.07	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが 6 ミリメートルを超えるものに限るものとし、かなながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）			
4407.10	針葉樹のもの		A	
	熱帯産木材（この類の号注 1 のものに限る。）のもの			
4407.24	バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、インブ イア及びバルサ		A	
4407.25	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメラン チバカウ			
	かなながけし又はやすりがけしたもの		A	
	その他のもの	3.6%	B 10	
4407.26	ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イ エローメランチ及びアラン			
	かなながけし又はやすりがけしたもの		A	
	その他のもの	3.6%	B 10	
4407.29	その他のもの			
	ふたばがき科のもの			

	<p>かながけし又はやすりがけしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>		A	
4407.91	オーク（コナラ属のもの）のもの		A	
4407.92	ビーチ（ブナ属のもの）のもの		A	
4407.99	その他のもの			
	ふたばがき科のもの			
	かながけし又はやすりがけしたもの		A	
	その他のもの	3.6%	B 10	
	その他のもの		A	
44.08	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）			
4408.10	針葉樹のもの			
	インセンスシダーのもの(長さが20センチメートル以下で、幅が8センチメートル以下のものに限る。)		A	
	その他のもの			
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	3.6%	B 5	
	その他のもの			
	合板用単板	3%	B 5	
	その他のもの		A	
4408.31	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの			
	ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ			
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	3.6%	B 10	
	その他のもの			
	合板用単板	3%	B 10	
	その他のもの		A	
4408.39	その他のもの			
	パドック（かりん）のもの			
	積層木材を平削りすることにより得られるもの	3.6%	B 10	
	その他のもの		A	

	<p>ジェルトンのもの（長さが 20 センチメートル以下で、幅が 8 センチメートル以下のものに限る。）</p> <p>チークのもの</p> <p>積層木材を平削りすることにより得られるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>積層木材を平削りすることにより得られるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>合板用単板</p> <p>その他のもの</p>			A	
4408.90	<p>その他のもの</p> <p>つげ、たがやさん（カシア・シアメア）、紅木、したん又はこくたんのもの</p> <p>積層木材を平削りすることにより得られるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>積層木材を平削りすることにより得られるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>合板用単板</p> <p>その他のもの</p>	3.6%		B 10	
				A	
		3.6%		B 10	
		3%		B 10	
				A	
44.09	<p>さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）</p>				
4409.10	針葉樹のもの			A	
4409.20	針葉樹以外のもの				
	引抜材				
	竹製のもの	4.5%		B 15	
	その他のもの			A	
	その他のもの			A	
44.10	<p>パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）</p> <p>オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード（木</p>				

4410.21	材のものに限る。） 加工していないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの 板状のもの その他のもの	3.6% 3%	B10 B10	
4410.29	その他のもの		X	
4410.31	その他のもの（木材のものに限る。） 加工していないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの 板状のもの その他のもの	3.6% 3%	B 10 B 10	
4410.32	メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの 板状のもの その他のもの	3.6% 3%	B 10 B 10	
4410.33	プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの		X	
4410.39	その他のもの 板状のもの その他のもの	3.6% 3%	B 10 B 10	
4410.90	その他のもの		X	
44.11	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。） 繊維板（密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるものに限る。）			
4411.11	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの	1.56%	B 5	
4411.19	その他のもの 繊維板（密度が1立方センチメートルにつき0.5グラムを超え0.8グラム以下のものに限る。）	1.56%	B 5	
4411.21	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの	1.56%	B 5	
4411.29	その他のもの 繊維板（密度が1立方センチメートルにつき0.35グラムを超え0.5グラム以下のものに限る。）	1.56%	B 5	
4411.31	機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの	1.56%	B 5	
4411.39	その他のもの	1.56%	B 5	
4411.91	その他のもの 機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆していないもの		X	
4411.99	その他のもの		X	

44.12	合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが 6 ミリメートル以下のものに限る。）			
4412.13	少なくとも 1 の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注 1 のものに限る。）のもの		X	
4412.14	その他のもの（少なくとも 1 の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）		X	
4412.19	その他のもの ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの その他のもの その他のもの 厚さが 6 ミリメートル未満のもの その他のもの		R X X R	4 4
4412.22	その他のもの（少なくとも 1 の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。） 少なくとも 1 の単板が熱帯産木材（この類の号注 1 のものに限る。）のもの		X	
4412.23	その他のもの（少なくとも 1 層がパーティクルボードのものに限る。）		X	
4412.29	その他のもの その他のもの		X	
4412.92	少なくとも 1 の単板が熱帯産木材（この類の号注 1 のものに限る。）のもの		X	
4412.93	その他のもの（少なくとも 1 層がパーティクルボードのものに限る。）		X	
4412.99	その他のもの		X	
4413.00	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は型材のものに限る。）		A	
4414.00	木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁		A	
44.15	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブルドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパレット枠		A	
4416.00	木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）		A	

4417.00	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型		A	
44.18	木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）		A	
4419.00	木製の食卓用品及び台所用品			
	割りばし	2.82%	B 15	
	その他のもの		A	
44.20	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第 94 類に属しない木製の家具			
4420.10	木製の小像その他の装飾品		A	
4420.90	その他のもの			
	寄せ木し又は象眼した木材	6%	B 10	
	その他のもの		A	
44.21	その他の木製品			
4421.10	衣類用ハンガー		A	
4421.90	その他のもの			
	竹製のくし	6%	B 15	
	その他のもの		A	
第 45 類	コルク及びその製品		A	
第 46 類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物			
46.01	さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）			
4601.20	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）			
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	6%	B 5	
	その他のもの		A	
	その他のもの			
4601.91	植物性材料製のもの			
	いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）製のもの	6%	B 5	

	その他のもの		A	
4601.99	その他のもの		A	
46.02	かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第 46.01 項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品		A	

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第 10 部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品(HS 47.01 ~ 49.11)

関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第 47 類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙		A	
第 48 類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品		A	
第 49 類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、 タイプ文書、設計図及び図案		A	

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第 11 部 紡織用繊維及びその製品 (HS 50.01 ~ 63.10)

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第 50 類	絹及び絹織物			
5001.00	繭 (線糸に適するものに限る。)		X	
5002.00	生糸 (よってないものに限る。)			
	野蚕のもの		A	
	その他のもの		X	
50.03	絹のくず (線糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。)		A	
5004.00	絹糸 (絹紡糸、絹紡糸及び小売用にしたものを除く。)		A	
5005.00	絹紡糸及び絹紡糸 (小売用にしたものを除く。)		A	
5006.00	絹糸、絹紡糸及び絹紡糸 (小売用にしたものに限る。)			
	天然てぐす		A	
50.07	絹織物		A	
第 51 類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物		A	
第 52 類	綿及び綿織物		A	
第 53 類	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物		A	
第 54 類	人造繊維の長繊維及びその織物		A	
第 55 類	人造繊維の短繊維及びその織物		A	
第 56 類	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品		A	
第 57 類	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物		A	
第 58 類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布		A	
第 59 類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品		A	
第 60 類	メリヤス編物及びクロセ編物		A	
第 61 類	衣類及び衣類附属品 (メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。)		A	
第 62 類	衣類及び衣類附属品 (メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。)		A	
第 63 類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ		A	

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第12部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品
造花並びに人髪製品（HS 64.01～67.04）

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第 64 類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品			
64.01	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）			
6401.10	履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。） スキー靴 その他のもの	6.7%	X B 7	
6401.91	その他の履物 ひざを覆うもの	6.7%	B 7	
6401.92	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。） スキー靴 その他のもの	6.7%	X B 7	
6401.99	その他のもの	8%	B 7	
64.02	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）			
6402.12	スポーツ用の履物 スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ スキー靴 スノーボードブーツ	8%	X B 7	
6402.19	その他のもの	6.7%	B 7	
6402.20	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）	6.7%	B 7	
6402.30	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。） その他の履物	6.7%	B 7	
6402.91	くるぶしを覆うもの	8%	B 7	
6402.99	その他のもの 短靴 その他のもの	8%	B 7 X	
64.03	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）			

	スポーツ用の履物			
6403.12	スキー靴(クロスカントリー用のものを含む。)及びスノーボードブーツ			X
6403.19	その他のもの			X
6403.20	履物(本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。)			
	室内用履物	24%		B 10
	その他のもの	21.6%		B 10
6403.30	履物(ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。)			
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの(スリッパその他の室内用履物を除く。)	21.6%		B 10
	その他のもの			
	スリッパ			X
	その他のもの	24%		B 10
6403.40	その他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。)			
	本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの	21.6%		B 10
	その他のもの	24%		B 10
	その他の履物(本底が革製のものに限る。)			
6403.51	くるぶしを覆うもの			
	室内用履物	24%		B 10
	その他のもの			
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物			X
	その他のもの	21.6%		B 10
6403.59	その他のもの			
	スリッパその他の室内用履物			
	スリッパ			X
	その他のもの	24%		B 10
	その他のもの			
	体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物			X
	その他のもの	21.6%		B 10
	その他の履物			

6403.91	<p>くるぶしを覆うもの 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。） 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの</p> <p>その他のもの 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの</p>	21.6%	X B 10	
6403.99	<p>その他のもの 本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。） 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの</p> <p>その他のもの スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの</p>	21.6%	X B 10	
64.04	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）			
6404.11	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物	8%	B 7	
6404.19	<p>その他のもの 甲に毛皮を使用したもの 甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。） その他のもの</p> <p>その他のもの 地下たび及びキャンバスシューズ その他のもの</p>	24%	B 10 X	
6404.20	<p>履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） 甲に毛皮を使用したもの</p>	6.7%	B 7	
		8%	B 7	

	<p>甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。） その他のもの</p> <p>本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。） キャンバスシューズ 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。） その他のもの</p> <p>その他のもの 甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。） その他のもの</p>	<p>24%</p> <p>17.3%</p> <p>24%</p> <p>6.7%</p>	<p>B 10 X</p> <p>B 10 X</p> <p>B 10 X</p> <p>B 7</p>	
64.05	その他の履物			
6405.10	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの			
	本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）			
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。） その他のもの	24%	B 10 X	
	本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。） その他のもの	8%	B 7 A A	
6405.20	甲が紡織用繊維製のもの			
6405.90	その他のもの			
	本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの			
	甲に毛皮を使用したもの			
	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	24%	B 10	

	その他のもの		X	
	その他のもの			
	本底が革製のもの			
	甲の一部に革を使用したもの(スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。)	24%	B 10	
	その他のもの		X	
	その他のもの	8%	B 7	
	その他のもの		A	
64.06	履物の部分品(甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。)及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びにゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品			
6406.10	甲及びその部分品(しんを除く。)			
	革製のもの及び毛皮を使用したもの		X	
	その他のもの	3.4%	B 7	
6406.20	本底及びかかと(ゴム製又はプラスチック製のものに限る。)	3.4%	B 7	
	その他のもの			
6406.91	木製のもの			
	毛皮を使用したもの		X	
	その他のもの	3.4%	B 7	
6406.99	その他の材料製のもの			
	革製のもの及び毛皮を使用したもの		X	
	その他のもの	3.4%	B 7	
第 65 類	帽子及びその部分品		A	
第 66 類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品		A	
第 67 類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品		A	

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第13部 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びに
ガラス及びその製品（HS 68.10～70.20）

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第 68 類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品		A	
第 69 類	陶磁製品		A	
第 70 類	ガラス及びその製品		A	

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第14部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、
 身辺用模造細貨類並びに貨幣（HS 71.01～71.18）

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第 71 類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣			
71.01	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		A	
71.02	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）		A	
71.03	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		A	
71.04	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		A	
71.05	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉		A	
71.06	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）		A	
7107.00	銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）		A	
71.08	金（白金をめっきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）		A	
7109.00	金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）		A	
71.10	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）		A	
7111.00	白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）		A	
71.12	金属のくず（貴金属又は貴金属を張ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。）		A	
71.13	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）			

	貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）			
7113.11	銀製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）	2.08%	B 10	
7113.19	その他の貴金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）			
	白金製のもの（その他の貴金属をめっきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）	2.08%	B 10	
	その他のもの	2.16%	B 10	
7113.20	貴金属を張った卑金属製のもの	2.16%	B 10	
71.14	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）		A	
71.15	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）		A	
71.16	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品		A	
71.17	身辺用模造細貨類			
	卑金属製のもの（貴金属をめっきしてあるかないかを問わない。）			
7117.11	カフスボタン及び飾りボタン		A	
7117.19	その他のもの	0.74%	B 10	
7117.90	その他のもの			
	木とガラス、骨とこはく、真珠光沢を有する貝殻とプラスチックその他 2 種類以上の材料（首飾り用ひもその他組立て用のみに使用する材料を除く。）で構成されるもの（貴金属をめっきしたものを除く。）	2%	B 10	
	その他のもの		A	
71.18	貨幣		A	

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第 15 部 卑金属及びその製品 (HS 72.01 ~ 83.11)

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第 72 類	鉄鋼		A	
第 73 類	鉄鋼製品		A	
第 74 類	銅及びその製品			
74.01	銅のマット及びセメントカッパー (沈殿銅)		A	
7402.00	粗銅及び電解精製用陽極銅		A	
74.03	精製銅又は銅合金の塊			
	精製銅			
7403.11	陰極銅及びその切断片			
	課税価格が 1 キログラムにつき 485 円以下のもの	3%	B 10	
	課税価格が 1 キログラムにつき 485 円を超え 500 円以下のもの			
		1kg につき課税価格と 500 円との差額	B 10	
	課税価格が 1 キログラムにつき 500 円を超えるもの		A	
7403.12	ワイヤバー		A	
7403.13	ビレット			
	課税価格が 1 キログラムにつき 485 円以下のもの	3%	B 10	
	課税価格が 1 キログラムにつき 485 円を超え 500 円以下のもの			
		1kg につき課税価格と 500 円との差額	B 10	
	課税価格が 1 キログラムにつき 500 円を超えるもの		A	
7403.19	その他のもの			
	課税価格が 1 キログラムにつき 485 円以下のもの			
	精錬用のもの (銅の含有量が全重量の 99.8% 以下のものに限る。)		A	
	その他のもの	3%	B 10	
	課税価格が 1 キログラムにつき 485 円を超え 500 円以下のもの			
	精錬用のもの (銅の含有量が全重量の 99.8% 以下のもの)			

	ものに限る。) その他のもの	1kg につ き課税価 格と 500 円との差 額	A B10	
	課税価格が 1 キログラムにつき 500 円を超えるもの 銅合金		A	
7403.21	銅・亜鉛合金（黄銅）		A	
7403.22	銅・すず合金（青銅）		A	
7403.23	銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）		A	
7403.29	その他の銅合金（第 74.05 項のマスターアロイを除く。）		A	
7404.00	銅のくず		A	
7405.00	銅のマスターアロイ		A	
74.06	銅の粉及びフレーク		A	
74.07	銅の棒及び型材		A	
74.08	銅の線		A	
74.09	銅の板、シート及びストリップ（厚さが 0.15 ミリメートルを超 えるものに限る。）		A	
74.10	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が 0.15 ミリメートル 以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板 紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りし てあるかないかを問わない。）		A	
74.11	銅製の管		A	
74.12	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリー プ）		A	
7413.00	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電 気絶縁をしたものを除く。）		A	
74.14	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリ ル及び網（銅の線から製造したものに限る。）並びに銅製のエキ スパンデッドメタル		A	
74.15	銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第 83.05 項のもの を除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼 製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリュ ーフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座 金を含む。）その他これらに類する製品		A	

7416.00	銅製のばね		A	
7417.00	銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びその部分品（銅製のものに限る。）		A	
74.18	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）		A	
74.19	その他の銅製品		A	
第 75 類	ニッケル及びその製品		A	
第 76 類	アルミニウム及びその製品		A	
第 78 類	鉛及びその製品		A	
第 79 類	亜鉛及びその製品		A	
第 80 類	すず及びその製品		A	
第 81 類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品		A	
第 82 類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品		A	
第 83 類	各種の卑金属製品		A	

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第16部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品(HS 84.01 ~ 85.48)

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第 84 類	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品		A	
第 85 類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品		A	

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第 17 部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（HS 86.01～89.08）

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第 86 類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）		A	
第 87 類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品		A	
第 88 類	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品		A	
第 89 類	船舶及び浮き構造物		A	

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品（HS 90.01～92.09）

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第90類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品		A	
第91類	時計及びその部分品			
91.01	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）		A	
91.02	腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第91.01項のものを除く。）		A	
91.03	時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第91.04項の時計を除く。）		A	
9104.00	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）		A	
91.05	その他の時計（携帯用時計を除く。）		A	
91.06	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）		A	
9107.00	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）		A	
91.08	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）		A	
91.09	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）		A	
91.10	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを1部組み立てたもの（ムーブメントセット） 未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント		A	
91.11	携帯用時計のケース及びその部分品		A	
91.12	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品		A	
91.13	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品			
9113.10	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの		A	
9113.20	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）		A	
9113.90	その他のもの 革製又はコンポジションレザー製のもの 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっ			

	きした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	16%	B 7	
	その他のもの	10%	B 7	
	その他のもの			
	2種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの	2%	B 7	
	その他のもの		A	
91.14	その他の時計の部分品		A	
第 92 類	楽器並びにその部分品及び附属品		A	

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第 19 部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品 (HS 93.01 ~ 93.07)

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第 93 類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品		A	

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第 20 部 雑品 (HS 94.01 ~ 96.18)

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第 94 類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具(他の類に該当するものを除く。)及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物			
94.01	腰掛け(寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第 94.02 項のものを除く。)及びその部分品			
9401.10	航空機に使用する種類の腰掛け		A	
9401.20	自動車に使用する種類の腰掛け		A	
9401.30	回転腰掛け(高さを調節することができるものに限る。)		A	
9401.40	腰掛け(寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。)		A	
9401.50	とう、オーガ、竹その他これらに類する材料製の腰掛け その他の腰掛け(木製フレームのものに限る。)		A	
9401.61	アップホルスターのもの		A	
9401.69	その他のもの その他の腰掛け(金属製フレームのものに限る。)		A	
9401.71	アップホルスターのもの		A	
9401.79	その他のもの		A	
9401.80	その他の腰掛け		A	
9401.90	部分品 革製のもの その他のもの	3.8%	B 7 A	
94.02	医療用又は獣医用の備付品(例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす)及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品		A	
94.03	その他の家具及びその部分品		A	
94.04	寝具その他これに類する物品(例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。)及びマットレスサポート		A	

94.05	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）		A	
9406.00	プレハブ建築物		A	
第 95 類	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品		A	
第 96 類	雑品			
96.01	アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）		A	
9602.00	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第 35.03 項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品		A	
96.03	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）		A	
9604.00	手ふるい		A	
9605.00	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	5.28%	B 7	
96.06	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク		A	
96.07	スライドファスナー及びその部分品		A	
96.08	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むもの			

96.09	とし、第 96.09 項の物品を除く。) 鉛筆 (第 96.08 項のシャープペンシルを除く。) クレヨン、鉛筆のしん、パステル、図画用木炭、テラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク		A	
9610.00	石盤、黑板その他これらに類する板 (筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。)		A	
9611.00	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品 (ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。)並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット		A	
96.12	タイプライターリボンその他これに類するリボン (インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。)及びインキパッド (インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。)		A	
96.13	たばこ用ライターその他のライター (機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。)及びその部分品 (着火石及びしんを除く。)		A	
96.14	喫煙用パイプ (パイプボールを含む。) シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品		A	
96.15	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品 (第 85.16 項の物品を除く。)及びこれらの部分品		A	
96.16	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド		A	
9617.00	魔法瓶その他の真空容器 (ケース入りのものに限る。)及びその部分品 (ガラス製の内部容器を除く。)		A	
9618.00	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウィンドー用の展示用品で作動するもの		A	

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

第 21 部 美術品、収集品及びこっとう (HS 97.01 ~ 97.06)

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	規準税率	区分	注釈
第 97 類	美術品、収集品及びこっとう		A	

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定」

B12*

日本国の表についての注釈

11

- (a)協定発効日から 13.8%(その率が 1L につき 125.00 円の従量税率より高いとき又は 1L につき 50.25 円の従量税率より低いときはそれぞれの当該従量税率)
- (b)2 年目の初日から 12.7%(その率が 1L につき 125.00 円の従量税率より高いとき又は 1L につき 33.50 円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (c)3 年目の初日から 11.5%(その率が 1L につき 125.00 円の従量税率より高いとき又は 1L につき 16.75 円の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (d)4 年目の初日から 10.4%(その率が 1L につき 125.00 円の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (e)5 年目の初日から 9.2%
- (f)6 年目の初日から 8.1%
- (g)7 年目の初日から 6.9%
- (h)8 年目の初日から 5.8%
- (i)9 年目の初日から 4.6%
- (j)10 年目の初日から 3.5%
- (k)11 年目の初日から 2.3%
- (l)12 年目の初日から 1.2%
- (m)13 年目の初日から無税

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書一」

P

日本国の表についての注釈

7 ~ 9

7 協定発行日から行われる基準税率から 10.0%までの 6 回の毎年均等引下げにより
削減

9 協定発行日から行われる基準税率から 19.0%までの 6 回の毎年均等引下げにより
削減

10 協定発行日から行われる基準税率から 17.0%までの 6 回の毎年均等引下げにより
削減

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書一」

Q

日本国の表についての注釈

1、2、3、5、8

1 関税割当は、次の規定に従って行う。

(a)1～5年目までの合計割当数量はそれぞれ次のとおりとする。

- (i)1年目については、1300メートル・トン
- ()2年目については1950メートル・トン
- ()3年目については2600メートル・トン
- ()4年目については、3250メートル・トン
- ()5年目については、4000メートル・トン

(b)1～5年目までの枠内税率はそれぞれ次のとおりとする。

- (i)1年目及び2年目については、34.6%
- ()3年目、4年目及び5年目については、30.8%

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(d)両締約国は5年目において、第14条3の規定に従って、5年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

(e)この1の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の5に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

2 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)1～5年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

- (i)1年目については、32000メートル・トン
- ()2年目については、38750メートル・トン
- ()3年目については、45500メートル・トン
- ()4年目については、52250メートル・トン
- ()5年目については、60000メートル・トン

(b)1～5年目までの枠内税率は、次のとおりとする。

(i)表の2欄に1個の星印(*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が1kgにつき53.53円以下のものについては、1kgにつき482円とする。表の2欄に1個の星印(*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が1kgにつき53.53円を超え、535.53円を1.022で除して得た額以下のものについては、1kgにつき535.53円と課税価格との差額とする。表の2欄に1個の星印(*)を付した品目に分類される原産

品のうち、課税価格が1kgにつき535.53円を1.022で除して得た額を超えるものについては、2.2%とする。

()表の2欄に2個の星印(**)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が1kgにつき577.15円を0.643で除して得た額以下のものについては、1kgにつき577.15円と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額とする。表の2欄に2個の星印(**)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が1kgにつき577.15円を0.643で除して得た額を超えるものについては、4.3%とする。

()表の2欄に3個の星印(***)を付した品目に分類される原産品については、16.0%とする。

(c)(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(d)両締約国は、五年目において、第14条3の規定に従って、5年目の終了後の合計割当数量及び税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

(e)この2の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入され、表の2欄に1個の星印(*)又は2個の星印(**)を付した品目に分類される原産品については、関税暫定措置法第七条の六第一項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置及び同条第二項に規定する豚肉等に係る特別セーフガード措置を適用しない。

3 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)1～5年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)1年目については、600メートル・トン

()2年目については、637メートル・トン

()3年目については、675メートル・トン

()4年目については、712メートル・トン

()5年目については、750メートル・トン

(b)(i)表の2欄に1個の星印(*)を付した品目に分類される原産品については、1～5年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

(A)1年目及び2年目については、11.5%

(B)3年目、4年目及び5年目については、7.6%

()表の2欄に2個の星印(**)を付した品目に分類される原産品については、1～5年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

(A)1年目及び2年目については、19.1%

(B)3年目、4年目及び5年目については、12.7%

(c)(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(d)両締約国は、5年目において、第14条3の規定に従って、5年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

5 関税割当では、次の規定に従って行う。

(a)1～5年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

- (i)1年目については、3500メートル・トン
- ()2年目については、4000メートル・トン
- ()3年目については、4500メートル・トン
- ()4年目については、5000メートル・トン
- ()5年目については、5500メートル・トン

(b)1～5年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

- (i)1年目及び2年目については、10.7%
- ()3年目、4年目及び5年目については、8.5%

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当では、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(d)両締約国は、5年目において、第14条3の規定に従って、5年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

8 関税割当では、次の規定に従って行う。

(a)1～5年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

- (i)1年目については、3700メートル・トン
- ()2年目については、3900メートル・トン
- ()3年目については、4100メートル・トン
- ()4年目については、4300メートル・トン
- ()5年目については、5000メートル・トン

(b)枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当では、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(d)両締約国は、5年目において、第14条3の規定に従って5年目の終了後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量を適用する。

R

日本国の表についての注釈

4、6

4 両締約国は、5年目において、第14条3の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

6 両締約国は、3年目において、第14条3の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

出所：外務省「日本・チリ経済連携協定 付属書一」